

# 調布市住まいの サポートガイドブック 2026





## はじめに

調布市住まいのサポートガイドブック2026は、皆様の「住まい」を支える取組をご紹介する目的で、調布市の多様な住まいに係る制度や事業を取りまとめたものです。

平成27年度に初めて発行しましたが、その後の新規事業や諸制度の内容変更等に伴い、今回令和8年度版として刷新しました。

本冊子は、「住まい」・「防災」・「福祉」・「環境」・「税」などの視点から、制度や事業について、ご案内できるよう構成しています。また、各内容は、目次の次頁にある様式に沿った形で、ひとつひとつ説明しています。

なお、本冊子の巻末では、制度又は事業の名称ごとに索引できるように、事業名称と該当するページ番号を一覧表に取りまとめました。

本冊子が、少しでも皆様に分かりやすい形で知っていただき、お役に立つサービスの提供へとつながれば幸いです。本冊子をご活用いただき、だれもが安全・安心・快適に住み続けられるよう願うものです。ご不明な点等がありましたら、お気軽にお問い合わせください。

調布市 都市整備部 住宅課

# 目次

<b>1 住まいの管理、住宅の耐震化、災害への対応にお悩みの方</b>	
(1) 住まいの相談窓口週間	P 1
(2) マンションに関すること	
ア 分譲マンション適正管理支援事業	
① 分譲マンション管理アドバイザー派遣事業	P 2
② マンション管理計画認定制度	P 3
③ マンション管理状況届出制度	P 4
イ 分譲マンション耐震化促進事業	
① 分譲マンション耐震アドバイザー派遣事業	P 5
② 分譲マンション耐震診断助成制度	P 6
③ 分譲マンション補強設計助成制度	P 7
④ 分譲マンション耐震改修等助成制度	P 8
(3) 戸建ての木造住宅に関すること	
① 木造住宅耐震アドバイザー派遣制度	P 9
② 木造住宅 耐震診断/耐震改修助成制度	P 10
③ 耐震シェルター設置助成制度	P 11
(4) 緊急輸送道路沿道建築物に関すること	
緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業補助制度	P 12
(5) ブロック塀・擁壁等に関すること	
① ブロック塀等撤去等工事費助成制度	P 13
② 擁壁等コンサルタント派遣事業	P 14
③ 擁壁築造工事費助成制度	P 15
④ 土砂災害警戒区域等アドバイザー派遣事業	P 16
⑤ 土砂災害対策工事費助成制度	P 17
(6) 狭あい道路拡幅整備事業	P 18
<b>2 住まいのバリアフリー化や転倒防止用具の設置をお考えの方</b>	
(1) 介護保険住宅改修費の支給	P 19
(2) 高齢者住宅改修費助成	P 20
(3) 高齢者家具転倒防止器具等取付事業	P 21
(4) 日常生活用具費支給事業	P 22
(5) バリアフリー適応住宅改修補助	P 24
<b>3 環境エネルギーを利用した住宅用機器などの設置を検討している方</b>	
(1) 太陽光発電設備・蓄電池設備等取付け等補助	P 25
(2) 省エネルギー設備等導入補助金	P 26
(断熱化改修工事・高効率給湯器導入費用の補助)	

- (3) 建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度 . . . . . P 27
- (4) 雨水浸透施設設置事業 . . . . . P 28

#### 4 緑化など環境に配慮した住まいづくりに関心をお持ちの方

- (1) 生ごみたい肥化容器等購入費補助制度 . . . . . P 29
- (2) 生け垣新設に関する補助 . . . . . P 30
- (3) 省エネルギー設備等導入補助金 . . . . . P 31  
(LED照明・リユース家電導入費用の補助)

#### 5 住宅に係る減税措置などを知りたい方

- (1) 新築住宅に係る固定資産税の軽減 . . . . . P 32
- (2) 認定長期優良住宅に係る固定資産税の軽減 . . . . . P 33
- (3) 耐震基準適合住宅に係る固定資産税の軽減 . . . . . P 34
- (4) 高齢者等居住住宅のバリアフリー改修に対する固定資産税の軽減 . P 35
- (5) 熱損失防止(省エネ)改修住宅に対する固定資産税の軽減 . . . . . P 37
- (6) 東日本大震災・原子力災害によって被災された方への  
固定資産税・都市計画税の軽減 . . . . . P 39

#### 6 現在のお住まいの家賃等にお困りの方

- (1) 住居確保給付金
  - ①住居確保給付金(家賃補助) . . . . . P 40
  - ②住居確保給付金(転居費用補助) . . . . . P 42
- (2) 住まいぬくもり相談室 . . . . . P 44
- (3) 市営住宅 . . . . . P 45
- (4) 高齢者住宅(シルバーピア) . . . . . P 46
- (5) 高齢者、障害者、ひとり親世帯などの転居に関する支援 . . . . . P 47

#### 7 空き家についてお困りの方

- (1) 相続した空き家に係る譲渡所得 3,000 万円の特別控除 . . . . . P 48
- (2) 空き家等相談窓口 . . . . . P 49

#### 8 その他住まいに関する支援や制度をお探しの方

- (1) 良質な住宅供給の促進に係る認定制度 . . . . . P 50
- (2) 住宅の増改築や修繕をする場合の住宅修築相談 . . . . . P 51
- (3) お住まいの地域の自治会への加入について . . . . . P 52
- (4) 個人向け防犯補助制度 . . . . . P 53

アイコンは 5種類に分類	事業名／制度名	所管課・係名
		電話番号
 <p>住まいの管理 関連 ～住宅の管理や良好な住宅の認定に関する事など～</p>  <p>耐震・防災 関連 ～住まいの耐震化、防災・防犯に関する事など～</p>  <p>介護保険・バリアフリー 関連 ～介護・バリアフリーに関する工事費補助等～</p>  <p>環境エネルギー 関連 ～省エネルギー、その他環境に関する事業等～</p>  <p>住まいに関する情報 ～市営住宅や住まいに関する相談窓口の案内等～</p>	<p>○小見出し①</p> <p><u>申請時期や申請先などを記載しています。</u></p>	
	<p>○小見出し②</p> <p><u>Web上での閲覧可能状況などを記載しています。</u></p>	



## 住まいの相談窓口週間

住宅課  
住宅支援係

042-481-7545

住まい 相談窓口



検索

検索方法

### 【概要】

市では、奇数月の第3週に住宅に関する無料の相談窓口を開設し、各種相談をお受けしています（事前予約制）。

#### 1 住宅リフォーム相談窓口

- ・日 時：奇数月 第3週水曜日  
午後1時30分、2時30分、3時30分
- ・内 容：居住環境改善に関する相談  
《相談例》リフォーム工事をしたい、外壁や屋根等の改修工事をしたいなど
- ・相談員：ちょうふ住まいの相談センター
- ・予約締切日時：開催日の前の週の月曜日 午後5時まで

#### 2 分譲マンション管理相談窓口

- ・日 時：奇数月 第3週木曜日  
午後1時30分、2時30分、3時30分
- ・内 容：分譲マンションの管理に関する相談  
《相談例》管理組合の設立、管理委託契約等に関する事など
- ・相談員：マンション管理士(東京マンション管理士会 むさしの支部)
- ・予約締切日時：開催日の前の週の火曜日 午後5時まで

#### 3 住まいの終活相談窓口（空き家）

- ・日 時：奇数月 第3週金曜日  
午後1時30分、2時30分、3時30分
- ・内 容：空き家に関する様々な相談  
《相談例》空き家の相続手続について知りたい、解体費用を知りたいなど
- ・相談員：NPO法人 空家・空地管理センター
- ・予約締切日時：開催日の前の週の金曜日 午後5時まで

#### ○ 開催時期

奇数月の第3週

《水曜日》

住宅リフォーム相談

《木曜日》

分譲マンション管理相談

《金曜日》

住まいの終活相談  
(空き家)

#### ○ 利用費

無料

#### ○ 申込先

住宅課  
住宅支援係

制度案内は、市ホームページ上で、閲覧することができます。

[トップページ](#)>

[暮らし・手続き](#)>

[住まい](#)>

[居住支援](#)>

[住まいの相談窓口週間](#)



## 分譲マンション 管理アドバイザー派遣事業

住宅課  
住宅支援係

042-481-7545

分譲マンション 管理



検索

検索方法

### 【概要】

市内の分譲マンションの管理組合等にアドバイザーを派遣し、分譲マンションの適切な維持管理等に関する説明やアドバイス等を行います。

### 【対象】

市内にある分譲マンションのいずれかに当てはまる方

- 1 管理組合
- 2 区分所有者全員の同意により選任された代表者  
(管理組合未設置の場合)

### 【内容】

個別具体的な相談内容について、事前に資料などを提出いただいた上で、アドバイスを行います。(1回当たり2時間)

※ただし、管理組合又は区分所有者間の紛争の解決及び権利調整については、一切関知しません。

### 【別表】

派遣コース	内 容
1	管理組合の設立、運営、管理規約等に関すること
2	管理費、修繕積立金等の財務に関すること
3	管理委託契約の契約等に関すること
4	修繕計画の作成及び修繕積立金等の設定に関すること
5-1	修繕工事検討段階での相談(建物・設備等の劣化状況の調査・診断及び修繕工事の検討組織、修繕工事の方式等)に関すること
5-2	修繕工事準備段階での相談(修繕工事の内容、業者選定の仕方、合意形成等)に関すること
6	その他マンションの維持管理に関すること
7	マンションへの電気自動車等用の充電設備設置に関すること

↑調布市ホームページ画面右上の  
検索ボックスに入力し、  
検索をクリック

- **申請時期**  
令和8年  
12月28日(月)まで  
※派遣希望日の30日  
前までに申請が必要

- **利用費**  
無料

- **申請回数**  
同一マンションにつき  
3回まで利用可能

- **申請先**  
住宅課  
住宅支援係

申請書類や制度案内は、  
市ホームページ上で、閲  
覧及びダウンロードする  
ことができます。

トップページ>  
暮らし・手続き>  
住まい>  
マンション管理等>  
分譲マンション管理アド  
バイザー派遣事業



## マンション管理計画認定制度

住宅課  
住宅支援係


042-481-7545

### 管理計画認定



検索

検索方法

↑調布市ホームページ画面右上の  
検索ボックスに入力し、  
検索をクリック 

### ○ 申請時期 通年

制度案内は、市ホームページ上で、閲覧することができます。

[トップページ](#)>  
[暮らし・手続き](#)>  
[住まい](#)>  
[マンション管理等](#)>  
[マンションの管理計画認定制度](#)

#### 【概要】

マンションの管理組合の管理者等は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の13第1項の規定による、マンションの管理に関する計画の認定申請をすることができます。この制度により、マンション管理組合の自主的な管理適正化に向けた取組の推進や、認定を受けたマンションが市場で適正に評価されることなどが期待されています。認定を取得したマンションは、住宅金融支援機構の「フラット35」及び「マンション共用部リフォーム融資」の金利引下げや、マンションすまい・る債の利率上乘せの優遇を受けることができます。また、一定の要件を満たすマンションにおいて、長寿命化に資する大規模修繕工事が実施された場合に、当該マンションに係る固定資産税を減額する特例措置を受けることができます。

#### 【申請できるマンション】

市内の既存マンション（申請者は、マンションの管理組合の管理者等）

#### 【申請方法】

公益財団法人マンション管理センターが管理・運営する管理計画認定手続支援システムによる電子手続後（注1）、かつ、事前確認適合証取得後、市への認定申請となります（注2）。

（注1）別途、システムの利用料等がかかります。

（注2）・ 一連の手続は全て電子申請となります。

- ・ 市への認定手数料は無料です。
- ・ 計画変更申請については、申請方法が異なりますので、事前に市へ相談してください。

#### 【管理計画認定手続支援システムに関する問合せ先】

公益財団法人マンション管理センター

電話番号 03-6261-1274

受付時間 月曜日から金曜日まで 午前9時30分から午後5時まで  
(祝日、年末年始を除く)

#### 【制度全般に関する問合せ先】

一般社団法人日本マンション管理士会連合会

電話番号 03-5801-0858

受付時間 月曜日から金曜日まで 午前10時から午後5時まで  
(祝日、年末年始を除く)



## マンション管理状況届出制度

住宅課  
住宅支援係


042-481-7545

マンション管理状況届出



検索

検索方法

↑調布市ホームページ画面右上の  
検索ボックスに入力し、  
検索をクリック 

○ **申請時期**  
通年

### 【概要】

東京都では「東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例」に基づき「管理状況届出制度」を実施しています。

この制度は、マンションの管理組合等からの管理状況に関する届出を義務付けるとともに、届出状況に応じて助言や専門家の派遣などの支援等について定めたものです。

### 【届出が必要なマンション(要届出マンション)】

昭和58年12月31日以前に建築されたマンションで、居住の用に供する独立部分が6戸以上のもの

(注)要届出マンション以外のマンションでも、任意で届出を行うことができます。

### 【届出の更新・変更について】

要届出マンションの管理組合は、5年ごとに届出内容の更新が必要です。

また、連絡窓口の変更等届出内容に変更があった場合に、変更の届出が必要です。

### 【届出方法】

次のいずれかの方法で届け出てください。

- 1 インターネットから管理状況届出システムにログインし、届出事項を入力  
※要届出マンションの管理組合には、令和2年3月に東京都からログインIDとパスワードが記載された通知を送付しています。
- 2 届出書に届出事項を記入し、市へ郵送又は持参

※申請書は、市ホームページからダウンロードすることができます。

制度案内は、市ホームページ上で、閲覧することができます。

[トップページ](#)>  
[暮らし・手続き](#)>  
[住まい](#)>  
[マンション管理等](#)>  
[マンション管理状況届出制度](#)



## 分譲マンション 耐震アドバイザー派遣事業

住宅課  
住宅支援係

042-481-7545

分譲マンション アドバイザー



検索

検索方法

### 【概要】

昭和56年6月に建物の安全性の基準となる「建築基準法」の耐震に関する規定が大きく改正され、安全性確保のため、より厳しい基準が設けられました。そのため、昭和56年5月31日以前の基準を旧耐震基準、それ以降の基準を新耐震基準として区別しています。

旧耐震基準で建てられた建築物は、地震に対して強度が不足している可能性があるため、市では、旧耐震基準の分譲マンションを対象に、耐震アドバイザーを派遣しています。耐震アドバイザーが実際に訪問し、管理組合等に、耐震化に関する助言等を行います。

### 【対象建築物】

次の要件のいずれにも該当する市内に存する分譲マンションです。

- 1 2以上の区分所有者が存する建物で、人の居住の用に供する専有部分がある共同住宅（店舗等の用途を兼ねるもので、店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものを含む。）
- 2 **昭和56年5月31日以前**に建築基準法に基づく建築確認を受けて工事に着手した建築物
- 3 階数が3以上（地階を除く）の建築物
- 4 耐火建築物又は準耐火建築物
- 5 鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物  
※特定緊急輸送道路沿道建築物は除く

### 【対象者】

分譲マンションの管理組合又は区分所有者全員の同意により選任された代表者

※耐震アドバイザー派遣の実施について、管理組合における理事会での議決又は管理組合がない場合、区分所有者全員の同意が必要です。

### 【内容】

耐震アドバイザーによる耐震化に係る技術的な相談、区分所有者間の合意形成に必要な助言及び指導

↑調布市ホームページ画面右上の検索ボックスに入力し、検索をクリック

- **申請時期**  
令和8年  
12月28日(月)まで
- **利用費**  
無料
- **申請回数**  
同一マンションにつき  
3回まで利用可能
- **申請先**  
住宅課  
住宅支援係

申請書類や制度案内は、市ホームページ上で、閲覧及びダウンロードすることができます。

[トップページ](#)>  
[暮らし・手続き](#)>  
[住まい](#)>  
[住宅に関する補助・助成](#)>  
[分譲マンション耐震化促進事業](#)



## 分譲マンション耐震診断助成制度

住宅課  
住宅支援係

042-481-7545

分譲マンション 耐震



検索

検索方法

### 【概要】

市は、耐震診断を実施する分譲マンションの管理組合に、耐震診断の実施に要する費用の一部を助成しています。

耐震診断とは、建物の構造的な強度を調べ、耐震性や想定される地震による被害の程度を判断することです。耐震診断技術者によって、建築年代から構造、劣化の状況など様々な項目が、国の耐震診断基準によりチェックされ、建物の耐震性能を判定します。

### 【対象建築物】

分譲マンション耐震アドバイザー派遣制度(P 5 参照)の対象建築物と同様  
※特定緊急輸送道路沿道建築物は除く

### 【対象者】

分譲マンションの管理組合、または区分所有者全員の同意により選任された代表者

※耐震診断の実施について、管理組合における総会での議決又は管理組合がない場合、区分所有者全員の同意が必要です。


### 【助成内容】

次のいずれかの最も低い額（1,000 円未満の端数切り捨て）

- 1 耐震診断事業の実施に要する実支出額
- 2 助成対象限度額  
「助成対象限度額」は次の3つの面積の区分ごとに計算して合計します。
  - (1) 延べ面積 1,000 m<sup>2</sup>以内の部分・・・3,670 円/m<sup>2</sup>
  - (2) 延べ面積 1,000 m<sup>2</sup>を超え、2,000 m<sup>2</sup>以内の部分・・・1,570 円/m<sup>2</sup>
  - (3) 延べ面積 2,000 m<sup>2</sup>を超える部分・・・1,050 円/m<sup>2</sup>
- 3 100万円【上限額】

### 【注意事項】

本助成を受ける条件として、耐震診断結果が国耐震診断基準に適合しているか否かについて、市指定の評定機関による技術的評価を受ける必要があります。

↑調布市ホームページ画面右上の  
検索ボックスに入力し、  
検索をクリック 

- **申請時期**  
令和8年  
12月28日(月)まで
- **要事前相談**
- **補助限度額**  
100万円
- **申請先**  
住宅課  
住宅支援係

申請書類や制度案内は、  
市ホームページ上で、閲覧及びダウンロードすることができます。

トップページ>  
暮らし・手続き>  
住まい>  
住宅に関する補助・助成>  
分譲マンション耐震化  
促進事業



## 分譲マンション補強設計助成制度

住宅課  
住宅支援係

042-481-7545

分譲マンション 耐震



検索

検索方法

### 【概要】

市は、耐震診断を実施した結果、倒壊する危険性があると認められた分譲マンションの管理組合に、補強設計の実施に要する費用の一部を助成しています。

耐震性の基準となる指標は、Is 値です。Is 値が 0.6 未満だと、倒壊又は崩壊する危険性があると判断されます。補強設計とは、どのように建物を補強して、Is 値を 0.6 以上にするのかを計画することです。

### 【対象建築物】

次の要件のいずれにも該当する市内に存する分譲マンションです。

- 1 分譲マンション耐震アドバイザー派遣制度(P5参照)の対象建築物と同様
- 2 耐震診断を実施した結果、耐震性が十分でないと認められたものであること。(Is 値 0.6 未満)
- 3 耐震改修を実施した後、耐震性が確保されるよう計画するものであること。(Is 値 0.6 以上)

※特定緊急輸送道路沿道建築物は除く

### 【対象者】

分譲マンションの管理組合又は区分所有者全員の同意により選任された代表者

※補強設計の実施について、管理組合における総会での議決又は管理組合がない場合、区分所有者全員の同意が必要です。


### 【助成内容】

次のいずれかの最も低い額(1,000円未満の端数切り捨て)

- 1 補強設計事業の実施に要する実支出額
- 2 助成対象限度額(延べ面積に1㎡当たり2,000円を乗じて得た額)
- 3 200万円【上限額】

### 【注意事項】

本助成を受ける条件として、補強設計計画が国耐震診断基準に適合しているか否かについて、市指定の評定機関による技術的評価を受ける必要があります。

↑調布市ホームページ画面右上の  
検索ボックスに入力し、  
検索をクリック 

○ **申請時期**  
令和8年  
12月28日(月)まで

○ **要事前相談**

○ **補助限度額**  
200万円

○ **申請先**  
住宅課  
住宅支援係

申請書類や制度案内は、  
市ホームページ上で、閲  
覧及びダウンロードする  
ことができます。

[トップページ](#)>  
[暮らし・手続き](#)>  
[住まい](#)>  
[住宅に関する補助・助成](#)>  
分譲マンション耐震化  
促進事業



## 分譲マンション耐震改修等助成制度

住宅課  
住宅支援係

042-481-7545

分譲マンション 耐震



検索

検索方法

### 【概要】

補強設計によって策定された耐震改修計画に基づく耐震改修、建替え又は除却を行う分譲マンションの管理組合に対し、工事の実施に要する費用の一部を助成します。

### 【対象建築物】

次の要件のいずれにも該当する市内に存する分譲マンションです。

1 分譲マンション耐震アドバイザー派遣制度(P5参照)の対象建築物と同様  
※緊急輸送道路沿道建築物は除く。

2 耐震診断を実施した結果、耐震性が十分でない認められたものであること。(Is値0.6未満)

#### (耐震改修の場合)

3 補強設計により策定された耐震改修計画その他 Is 値が 0.6 以上となる耐震改修計画を実施すること。

#### (建替えの場合)

3 建替え後の建物が、建築物省エネ法に基づく省エネ基準に適合すること。

### 【対象者】

分譲マンションの管理組合又は区分所有者全員の同意により選任された代表者

※耐震改修の実施について、管理組合における総会での議決又は管理組合がない場合、区分所有者全員の同意が必要です。

### 【助成内容】

次のいずれかの最も低い額(1,000円未満の端数切り捨て)

1 延べ面積が1,000㎡以上のマンション

(1) 対象事業の実施に要する実支出額と助成対象限度額(延べ面積×51,700円)のうち低い額×3分の1

(2) 2,000万円【上限額】

2 延べ面積が1,000㎡未満のマンション

(1) 対象事業の実施に要する実支出額と助成対象限度額(延べ面積×39,900円)のうち低い額×23%

(2) 2,000万円【上限額】

3 延べ面積が1,000㎡以上、かつ、Is値0.3未満相当のマンション

(1) 対象事業の実施に要する実支出額と助成対象限度額(延べ面積×56,900円)のうち低い額×3分の1

(2) 2,000万円【上限額】

↑調布市ホームページ画面右上の  
検索ボックスに入力し、  
検索をクリック

○ **申請時期**  
令和8年  
12月28日(月)まで

○ **要事前相談**

○ **補助限度額**  
2,000万円

○ **申請先**  
住宅課  
住宅支援係

申請書類や制度案内は、  
市ホームページ上で、閲  
覧及びダウンロードする  
ことができます。

トップページ>  
暮らし・手続き>  
住まい>  
住宅に関する補助・助成>  
分譲マンション耐震化  
促進事業



## 木造住宅耐震アドバイザー派遣制度

住宅課  
住宅支援係

042-481-7545

木造住宅 耐震



検索

検索方法

### 【概要】

昭和56年6月に建物の安全性の基準となる「建築基準法」の耐震に関する規定が大きく改正され、改正前の旧耐震基準で建築された住宅を「旧耐震」木造住宅、また、昭和56年6月1日から耐震基準が強化される前の平成12年5月31日までに工事着手した住宅を「新耐震」木造住宅に区別しています。

市では、地震に対して強度が不足している可能性が高い旧耐震基準で建てられた建築物に加え、昭和56年6月1日から平成12年5月31日までの間に新築の工事に着手した平屋建て又は二階建ての在来軸組工法の木造住宅を対象に、建築士等の耐震に係る専門家である耐震アドバイザーを派遣しています。耐震アドバイザーが御自宅を訪問し、簡易耐震診断を行い、その結果の説明、耐震化に対する助言等を行います。防災意識を高めるとともに、地震発生時に市民の生命を守るため、災害に強いまちづくりを進めることを目的としています。

### 【対象建築物】

以下の要件を満たす市内にある一戸建てまたは長屋の木造住宅です。

- 1 昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手したもの。
- 2 昭和56年6月1日から平成12年5月31日までの間に新築の工事に着手した平屋建て又は二階建ての在来軸組工法のもの。
- 3 併用住宅（居住の用に供する部分のほか、事務所、店舗等の用に供する部分があり、これらが一つの建物として登記されている住宅）については、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供しているもの。


※賃貸住宅または賃貸住宅部分を含むものは対象外

### 【対象者】

対象住宅の所有者

### 【内容】

- 1 現地調査（初回訪問）  
簡易耐震診断の実施（目視調査及び問診など）
- 2 結果報告（2回目訪問）  
簡易耐震診断結果の報告、耐震化へのアドバイスなど  
※簡易耐震診断は、耐震性の有無を判定するものではありません。

↑調布市ホームページ画面右上の  
検索ボックスに入力し、  
検索をクリック 

- **申請時期**  
令和8年  
12月28日(月)まで
- **利用費**  
無料
- **申請先**  
住宅課  
住宅支援係

申請書類や制度案内は、  
市ホームページ上で、閲  
覧及びダウンロードする  
ことができます。

[トップページ](#)>  
[暮らし・手続き](#)>  
[住まい](#)>  
[住宅に関する補助・助成](#)>  
[木造住宅の耐震化のお願い](#)



## 木造住宅

### 耐震診断/耐震改修助成制度

住宅課  
住宅支援係

042-481-7545

木造住宅 耐震



検索

検索方法

#### 【概要】

木造住宅の耐震診断、耐震改修等を実施する既存の木造住宅の所有者にその費用の一部を助成します。

耐震診断とは、設計図書をはじめ外観、筋違（すじかい）、基礎、開口部、主要な柱、建物のバランス、内部構造の老朽度などの状況を調査し、予想される大地震に対して、建物が必要な耐震性を有しているかどうかを判定することをいいます。また、耐震改修とは、地震に対する安全性の向上を目的として、住宅の改修等を行うことをいいます。

#### 【対象建築物】

以下の要件を満たす市内にある一戸建てまたは長屋の木造住宅です。

- 1 昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手したもの。
- 2 昭和56年6月1日から平成12年5月31日までの間に新築の工事に着手した平屋建て又は二階建ての在来軸組工法のもの。  
※耐震診断及び耐震改修に限る。
- 3 併用住宅については、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供しているもの。 ※賃貸住宅または賃貸住宅部分を含むものは対象外

#### 【対象者】


助成対象住宅の所有者で納期の経過した市税を完納している方

#### 【事業の要件】

- 1 耐震診断
  - (1) 交付決定日の属する年度の3月10日までに事業を完了すること。
  - (2) 市の他の補助制度等により、補助金等を受けていないもの。
- 2 耐震改修
  - (1) 上記1(1)及び(2)の要件を満たすもの。
  - (2) 本制度の耐震診断の結果、耐震改修が必要と認められたもの。
  - (3) 耐震改修を実施した後に、耐震性が確保されている（Iw値1.0以上相当）よう計画された事業であること。
- 3 建替え
  - (1) 上記1(1)、(2)及び2(2)の要件を満たすもの。
  - (2) 耐震改修を実施していないこと。

#### 【助成内容】

- 1 耐震診断…耐震診断費用の額の3分の2で限度額は15万円
- 2 耐震改修…耐震改修費用の額の2分の1で限度額は80万円
- 3 建替え …解体工事における実支出費の23%で限度額は80万円  
※ 1,000円未満の端数切り捨て

↑調布市ホームページ画面右上の  
検索ボックスに入力し、  
検索をクリック 

○ **申請時期**  
令和8年  
12月28日(月)まで

○ **要事前申請**  
必ず契約前に  
申請してください。

○ **申請先**  
住宅課  
住宅支援係

申請書類や制度案内は、  
市ホームページ上で、閲  
覧及びダウンロードする  
ことができます。

[トップページ](#)>  
[暮らし・手続き](#)>  
[住まい](#)>  
[住宅に関する補助・助成](#)>  
木造住宅の耐震化のお願い



## 耐震シェルター設置助成制度

住宅課  
住宅支援係


042-481-7545

### 耐震シェルター



検索

検索方法

↑調布市ホームページ画面右上の  
検索ボックスに入力し、  
検索をクリック 

#### 【概要】

地震発生時の住宅の倒壊から高齢者及び障害者の生命を守ることを目的として、市内の耐震性が十分でない木造住宅の1階に耐震シェルターを設置するための費用の一部を助成します。

#### 【対象建築物】

次の要件の全てに該当する建築基準法に違反していない木造住宅

- 1 下記アイいずれかの建築物
  - (1) 昭和56年5月31日以前に新築工事に着手した建築物
  - (2) 昭和56年6月1日から平成12年5月31日までの間に新築の工事に着手した平屋建て又は二階建ての在来軸組工法の建築物(2×4、パネル工法、型式工法は対象外)
- 2 居住している住宅又は併用住宅
- 3 市の耐震改修助成金及び緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金交付金を受けていない建築物  
※助成金の交付は、対象住宅1棟につき1回のみです。

#### 【対象者】

対象住宅に居住し、次の要件の全てに該当する方

- 1 納期の経過した市税を完納している世帯
- 2 申請年度の3月10日までに工事完了報告書を提出できる方

#### 【助成対象工事】

- 1 耐震シェルター設置工事費(ベッド型シェルター含む)
- 2 耐震シェルターは、高齢者等を住宅の倒壊から守るための装置等であつて、東京都が安価で信頼できるとして都民に公表しているものに限る。

#### 【助成内容】

助成金の額は、次のいずれかの低い額(千円未満切り捨て)

- 1 助成対象工事費
- 2 障害者等又は高齢者が居住する住宅 上限額30万円  
上記以外の対象住宅 上限額15万円

(注)障害者等とは、次のいずれかに該当する方を言います。

- ・身体障害者手帳の交付を受けている方
- ・東京都愛の手帳の交付を受けている方
- ・精神障害者福祉保健手帳の交付を受けている方
- ・要介護認定又は要支援認定を受けている方

(注)高齢者が居住する住宅とは、次に該当する方を言います。

- ・65歳以上の方がいて、世帯年間所得額が200万円以下の世帯

- **申請時期**  
令和8年  
12月28日(月)まで

- **要事前申請**  
必ず**工事契約前**に  
申請してください。

- **申請先**  
**住宅課**  
**住宅支援係**

申請書類や制度案内は、  
市ホームページ上で、閲  
覧及びダウンロードする  
ことができます。

[トップページ](#)>  
[暮らし・手続き](#)>  
[住まい](#)>  
[住宅に関する補助・助成](#)>  
[調布市耐震シェルター  
設置助成金のご案内](#)



## 緊急輸送道路沿道建築物 耐震化促進事業補助制度

住宅課  
住宅支援係

042-481-7545

沿道建築物 耐震



検索

検索方法

### 【概要】

地震発生時において、広域的な避難路及び輸送路を確保するため、緊急輸送道路に係る沿道建築物の倒壊による道路の閉塞を防ぐことは、災害に強いまちづくりを進めるうえで重要です。

市では、震災時の建物の倒壊による特定緊急輸送道路・一般緊急輸送道路の閉塞を防ぐため、沿道建築物の所有者を対象に、耐震化促進事業に要する費用を補助して、沿道建築物の耐震化の促進を図っています。

### 【対象建築物】

以下の3つの要件全てに該当している建築物が対象となります。

- 1 敷地が「緊急輸送道路」に接している建築物
- 2 昭和56年5月31日以前に建築された建築物
- 3 道路幅員のおおむね2分の1以上の高さの建築物  
(道路幅員が12メートル以下の場合は、6メートルを超える高さの建築物)


### 【対象者】

対象建築物の所有者

(共有の場合は代表者、区分所有の場合は管理組合又は区分所有者の代表者の方が申請をしてください。)

### 【補助内容】

- 1 耐震診断 (一般緊急輸送道路沿道建築物のみ)  
補助対象額の9/10 (上限あり) を補助します。
- 2 補強設計  
特定: 補助対象額の全額 (上限あり) を補助します。  
一般: 補助対象額の5/6 (上限あり) を補助します。
- 3 耐震改修、建替え又は除却  
特定: 補助対象額の9/10 (上限あり) を補助します。  
一般: 補助対象額の5/6 (上限あり) を補助します。
- 4 工事監理  
特定: 補助対象額の全額 (上限あり) を補助します。  
一般: 補助対象額の5/6 (上限あり) を補助します。

↑調布市ホームページ画面右上の  
検索ボックスに入力し、  
検索をクリック 

- **申請時期**  
令和8年  
12月28日(月)まで

- **申請先**  
住宅課  
住宅支援係

申請書類や制度案内は、  
市ホームページ上で、閲  
覧及びダウンロードする  
ことができます。

[トップページ](#)>  
[暮らし・手続き](#)>  
[住まい](#)>  
[住宅に関する補助・助成](#)>  
緊急輸送道路沿道建築物  
の耐震化促進事業



## ブロック塀等撤去等工事費助成制度

住宅課  
住宅支援係

042-481-7545

ブロック塀



検索

検索方法

### 【概要】

地震発生時においてブロック塀等の倒壊による事故を防ぐため、ブロック塀等の撤去等工事にかかる費用の一部を市が助成するものです。市内の倒壊の可能性があるブロック塀等の改善を促進し、災害に強いまちづくりを進めることを目的としています。

### 【対象の塀】

道路等（※）に面する高さ 1.2m を超える部分があるブロック塀、石積塀、万年塀等（基礎、擁壁、土留め等として設置されている部分を除く。）で、倒壊の可能性があるもの

※道路等：公道（市・都・国道）、一般の通行の用に供している赤道、畦畔、水路等

### 【対象の工事】

撤去工事及び撤去後の新設工事

### 【対象者】

助成対象ブロック塀等の所有者で納期の経過した市税を完納している方

### 【助成内容】

- 撤去工事…次のいずれかの低い額（1,000 円未満切り捨て）
  - 撤去工事費の 1/2
  - 撤去延長（m）× 1 万円
  - 上限額 10 万円
- 撤去後の新設工事…次のいずれかの低い額（1,000 円未満切り捨て）
  - 新設工事費の 1/2
  - 新設延長（m）× 1 万円
  - 上限額 10 万円

※撤去後の新設工事において、木塀（見付面積の 9 割以上を国内産の木材を使用したものに限る。）を設置した場合は、10 万円を上限として助成額に加算します。

### 【注意事項】

本制度は「倒壊の可能性があるブロック塀等」を助成対象としています。申請を検討される方は最初に「事前相談票」に必要事項を記入のうえ市へ提出してください。その後、市職員による現地調査のうえ助成対象ブロック塀等かどうかを判断します。

↑調布市ホームページ画面右上の  
検索ボックスに入力し、  
検索をクリック

### ○ 申請時期

令和8年  
12月28日(月)まで

### ○ 要事前相談

### ○ 申請先

住宅課  
住宅支援係

申請書類や制度案内は、  
市ホームページ上で、閲  
覧及びダウンロードする  
ことができます。

[トップページ](#)>  
[暮らし・手続き](#)>  
[住まい](#)>  
[住宅に関する補助・助成](#)>  
[調布市ブロック塀等撤去  
等工事費助成金](#)



## 擁壁等の安全化支援事業 擁壁等コンサルタント派遣事業

建築指導課  
構造設備監察係

042-481-7516

擁壁



検索

検索方法

### 【概要】

現地に専門家を派遣し、擁壁やがけの健全度判定を行います。判定結果に基づき、擁壁等の築造(補強)案の提案や相談・助言等を行い、概算工事費の算出を行います。

### 【対象となる擁壁等】

高さ2mを超える擁壁等で次の1及び2に該当し、整備の必要があると認められるもの。


- 1 居住の用に供する建築物又は一般交通の用に供する道が存在するもの
- 2 譲渡又は売買を目的とするために所有する土地又は建築物の敷地に存する擁壁等でないもの。

### 【対象者】

- 1 擁壁等を所有する個人
- 2 擁壁等の所有者の承諾を得た借地人
- 3 区分所有建築物が存在する敷地の場合は区分所有者の中から選ばれた代表者（区分所有法による代表者又はマンション管理組合により選任された代表者）
- 4 共同で所有する場合は所有者の中から選ばれた代表者（所有者の持分の過半の同意が取れていること。）

### 【内容】

- 1 現地調査(擁壁等の目視調査, 写真撮影)
- 2 申請者等へのヒアリング
- 3 擁壁等の健全度判定
- 4 調査報告書の作成(現地状況図、現地調査写真、築造(補強)案、概算工事費、参考図面)
- 5 結果報告及び助言(結果説明、擁壁の築造・補強に関する相談・助言等)

↑調布市ホームページ画面右上の  
検索ボックスに入力し、  
検索をクリック 

○ **申請時期**  
令和8年  
12月28日(月)まで

○ **利用費**  
無料

○ **申請回数**  
対象敷地につき  
1回のみ利用可能

○ **申請先**  
建築指導課  
構造設備監察係

申請書類や制度案内は、  
市ホームページ上で、閲  
覧及びダウンロードする  
ことができます。

[トップページ](#)>  
[まちづくり・環境](#)>  
[開発・建築](#)>  
[建築指導](#)>  
[擁壁等の安全化の支援](#)



## 擁壁等の安全化支援事業 擁壁築造工事費助成制度

建築指導課  
構造設備監察係

042-481-7516

擁壁



検索

検索方法

### 【概要】

擁壁等の所有者等に対し、擁壁築造工事に必要な費用の一部を助成しています。安全化の支援をすることにより、市民の生命及び財産の保護、災害に強いまちづくりの促進を図ります。

### 【助成対象工事】

擁壁の新設工事及び築造替え工事で、次の1及び2に該当するもの。

- 1 工事前の状態が、がけの法面が露出したままの自然がけあるいは、崩壊の危険性があると認められる擁壁であること。
- 2 次のいずれかの範囲にある擁壁であること。
  - (1) 一般の交通の用に供する道に対し、築造する擁壁の下端から当該擁壁の高さの2倍に相当する水平距離の範囲内にあること。
  - (2) 築造する擁壁の下端から当該擁壁の高さの2倍に相当する水平距離の範囲内に居住の用に供する建築物が現に存すること。

### 【対象者】

- 1 工事に係る擁壁等を所有する個人
- 2 工事に係る擁壁等の所有者の承諾を得た借地人
- 3 工事に係る擁壁等が区分所有建築物が存在する敷地にある場合は区分所有者の中から選ばれた代表者（区分所有法による代表者又はマンション管理組合により選任された代表者）
- 4 工事に係る擁壁等を共同で所有する場合は所有者の中から選ばれた代表者（所有者の持分の過半の同意が取れていること）

### 【助成内容】

- 1 築造する擁壁が以下のいずれかに該当する場合
  - (1) 擁壁の下端から高さの2倍の範囲内に道がある
  - (2) 土砂災害警戒区域等内にある
  - (3) 擁壁の高さが5m以上  
助成対象工事費の1/2（上限額500万円）
- 2 1以外  
助成対象工事費の1/3（上限額300万円）

↑調布市ホームページ画面右上の  
検索ボックスに入力し、  
検索をクリック

- **申請時期**  
令和8年  
12月28日(月)まで

- **申請先**  
建築指導課  
構造設備監察係

申請書類や制度案内は、  
市ホームページ上で、閲  
覧及びダウンロードする  
ことができます。

[トップページ](#)>  
[まちづくり・環境](#)>  
[開発・建築](#)>  
[建築指導](#)>  
[擁壁等の安全化の支援](#)



## 擁壁等の安全化支援事業

土砂災害警戒区域等アドバイザー派遣事業

建築指導課  
構造設備監察係

042-481-7516

擁壁



検索

検索方法

### 【概要】

現地に専門家を派遣し、土砂災害警戒区域等の現地確認、ヒアリングを行います。土砂災害警戒区域等の状況及び課題を整理し、土砂災害特別警戒区域の指定解除に向けた安全化対策を提案します。

### 【対象となる敷地等】


- 1 土砂災害により住宅に被害が及ぶ恐れがあるもの。
- 2 譲渡又は売買を目的とするために所有するものでないもの。

### 【対象者】

- 1 土砂災害特別警戒区域の指定解除を前提とした安全化対策を検討している者
- 2 土砂災害警戒区域等にある敷地等の全部又は一部を所有する者
- 3 土砂災害警戒区域等にある敷地等について土地所有者の承諾を得て土砂災害対策工事を検討している借地人
- 4 対象擁壁等が区分所有建築物の存する敷地にある場合は、区分所有法の団体の代表者又は決議等により選任された者
- 5 対象擁壁等を複数の者が共有する場合は、持分の過半の同意により代表者として選任された者

### 【内容】

- 1 現地確認(土砂災害警戒区域等の状況確認、写真撮影)
- 2 申請者等へのヒアリング
- 3 安全化提案書の作成(土砂災害警戒区域等の状況・課題整理、現地確認写真、擁壁改修計画の提案、急傾斜地対策等の検討)
- 4 結果報告及び助言(結果説明、安全化に関する相談・助言等)

↑調布市ホームページ画面右上の  
検索ボックスに入力し、  
検索をクリック 

- **申請時期**  
令和8年  
12月28日(月)まで

- **利用費**  
無料

- **申請回数**  
対象敷地につき  
1回のみ利用可能

- **申請先**  
建築指導課  
構造設備監察係

申請書類や制度案内は、  
市ホームページ上で、閲  
覧及びダウンロードする  
ことができます。

[トップページ](#)>  
[まちづくり・環境](#)>  
[開発・建築](#)>  
[建築指導](#)>  
[擁壁等の安全化の支援](#)



## 擁壁等の安全化支援事業 土砂災害対策工事費助成制度

建築指導課  
構造設備監察係

042-481-7516

擁壁



検索

検索方法

### 【概要】

擁壁等の所有者等に対し、土砂災害対策工事に必要な費用の一部を助成しています。安全化の支援をすることにより、市民の生命及び財産の保護、災害に強いまちづくりの促進を図ります。

### 【助成対象工事】


土砂災害を防止するための工事で、工事の実施により土砂災害特別警戒区域の全部または一部について指定の解除が見込まれる工事

### 【対象者】

- 1 工事に係る擁壁等を所有する個人
- 2 工事に係る擁壁等の所有者の承諾を得た借地人
- 3 工事に係る擁壁等が区分所有建築物が存在する敷地にある場合は区分所有者の中から選ばれた代表者（区分所有法による代表者又はマンション管理組合により選任された代表者）
- 4 工事に係る擁壁等を共同で所有する場合は所有者の中から選ばれた代表者（所有者の持分の過半の同意が取れていること。）

### 【助成内容】

助成対象工事費の1/2（上限額 1,000 万円）

↑調布市ホームページ画面右上の  
検索ボックスに入力し、  
検索をクリック 

○ **申請時期**  
令和8年  
12月28日(月)まで

○ **申請先**  
建築指導課  
構造設備監察係

申請書類や制度案内は、  
市ホームページ上で、閲  
覧及びダウンロードする  
ことができます。

[トップページ](#)>  
[まちづくり・環境](#)>  
[開発・建築](#)>  
[建築指導](#)>  
[擁壁等の安全化の支援](#)



## 狭あい道路拡幅整備事業

まちづくり推進課  
測量係

042-481-7549

### 狭あい道路の拡幅



検索

検索方法

#### 【概要】

市では、災害時の避難路確保や緊急車両の通行、日照・通風を確保し、安全で住みよい街づくりを促進することを目的として、幅員が4メートル未満の市道について、土地所有者の協力の下、幅員4メートルの道路とすることを目的とした事業を行っています。

#### 【事業内容】

「調布市狭あい道路拡幅整備要綱」に基づき、原則として市が後退用地の測量、分筆および所有権移転登記やL形側溝等の整備工事を行います。


また、後退用地内に塀・樹木等がある場合、除去に要する費用を助成する制度や隅切り用地を寄附した場合の奨励金制度も設けております。

※後退用地の寄附や無償貸与などの条件によっては、市が行う作業や助成金、奨励金制度が適用できない場合もありますので、事業内容・手続等の詳細については、まちづくり推進課にお問い合わせください。

#### 【主な事業要件】

- 1 申請地の前面道路が境界確定済みであること。
- 2 申請地の前面道路が公道2項道路であること。
- 3 申請地と前面道路に高低差が無いこと。

※1は道路管理課、2は建築指導課、3はまちづくり推進課にお問い合わせ下さい。

↑調布市ホームページ画面右上の  
検索ボックスに入力し、  
検索をクリック 

○ **申請時期**  
通年

○ **申請先**  
まちづくり推進課  
測量係

申請書類や制度案内は、市ホームページ上で、閲覧及びダウンロードすることができます。

[トップページ](#)>  
[まちづくり・環境](#)>  
[道路](#)>  
[その他](#)>  
[狭あい道路の拡幅](#)



## 介護保険住宅改修費の支給

高齢者支援室  
介護給付係

042-481-7321

介護保険 住宅改修 申請



検索

検索方法

### 【概要】

在宅の要介護（要支援）者が、特定の住宅改修を行った場合に、支給限度基準額（20万円）内で要した費用の9割～7割が保険者より支給されます。住宅改修費の支給は、原則、償還払いで、工事を行う前にあらかじめ支給申請書を提出し、工事後に完了届を提出することにより行われます。

### 【対象者と対象住宅】


- 1 要介護1～5又は要支援1・2の認定を受けている方
- 2 住民票上の住所に在宅で生活している方（住民票以外の住所の場合は、在宅であっても住宅改修費の支給の対象となりません。）
- 3 住宅改修の工事を行う前に市に事前申請をして、承認を得ている方

### 【要件】

工事を行う前に必ず事前申請を行って承認を受けてください。下記【内容】のうち、要介護者等の心身の状況や住宅の状況から必要と認められる工事が対象になります。また、事前申請には、ケアマネジャーが記載する「住宅改修が必要な理由書」が必要です。住宅改修をご希望の場合は、担当のケアマネジャー又は担当地区の地域包括支援センターにご相談ください。

### 【内容】

- 1 手すりの取付け
- 2 段差の解消
- 3 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- 4 引き戸等への扉の取替え
- 5 洋式便器等への便器の取替え
- 6 上記1から5の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

↑調布市ホームページ画面右上の  
検索ボックスに入力し、  
検索をクリック 

### ○ 申請時期

随時

### ○ 申請先

高齢者支援室  
介護給付係

### ○ 要事前相談

必ず工事着工前に  
申請してください。

申請書類や制度案内は、  
市ホームページ上で、閲  
覧及びダウンロードする  
ことができます。

トップページ>  
申請書ダウンロード>  
福祉・介護保険>  
『介護保険住宅改修費  
支給申請書』



## 高齢者住宅改修費助成

高齢者支援室  
在宅サービス係


042-481-7150

### 住宅改修費助成



検索

検索方法

↑調布市ホームページ画面右上の  
検索ボックスに入力し、  
検索をクリック 

#### 【概要】

日常生活上何らかの援助が必要な高齢者に対し、住宅の改修に要する費用を給付することにより日常生活の利便を図ります。

#### 【対象】

住宅改修をしなければ在宅生活が著しく困難だと認められ、住宅の改修により在宅生活を維持することができる65歳以上の方

(ただし、世帯の生計中心者(同居家族を含む)の総所得金額が700万円超の方は対象外です。)

#### 【内容】

##### 1 予防給付

手すりの設置、床の段差解消、床材の変更、扉の取替え、便器の洋式化  
※介護保険制度で非該当(自立)の認定を受けた方のみ対象です。

##### 2 設備改修給付

浴槽の取替え、流し・洗面台の取替え、便器の洋式化  
※介護保険制度が優先です。

#### 【費用】

1、2ともに、改修にかかる費用の1割。ただし、給付の限度額があり、それを超えた額は自己負担となります。

#### 【審査時に必要な書類】

申請書、前年の所得状況がわかる書類(同居家族を含む)、見積書、改修前後の立面図・平面図、改修承諾書(自己所有以外の住宅の改修の場合)

#### 【注意事項】

- 既に工事済みのものについては対象外です。
- 訪問調査を実施し、改修の必要性などを確認し、審査の結果適切な改修と判断できた場合に限り助成します。
- 介護保険サービスの利用が優先です。

※この制度のご利用をご検討の方は、必ず事前に各地区の地域包括支援センターへご相談下さい。

#### ○ 申請時期

通年

(申請年度内に完了する  
必要があります。)

#### ○ 窓口

各地域包括支援センター

#### ○ 問合せ先

高齢者支援室

在宅サービス係

制度案内は、市ホームページ上で、閲覧することができます。


[トップページ](#)>

[健康・医療・福祉](#)>

[高齢者支援](#)>

[高齢者の暮らしと住まい](#)>

[住宅改修費助成](#)


	<b>高齢者家具転倒防止器具等取付事業</b>	高齢者支援室 在宅サービス係
		042-481-7150

高齢者家具 転倒防止



検索

検索方法

↑調布市ホームページ画面右上の  
 検索ボックスに入力し、  
 検索をクリック 

- **申請時期**  
 通年  
 (申請年度内に完了する  
 必要があります。)
- **問合せ先**  
 高齢者支援室  
 在宅サービス係  
 又は  
 各地域包括支援センター

制度案内や器具の種類  
 は、市ホームページ上  
 で、閲覧及びダウンロード  
 することができます。

トップページ>  
 健康・医療・福祉>  
 高齢者支援>  
 高齢者の暮らしと住まい>  
 高齢者家具転倒防止器具  
 等取付事業

**【概要】**

地震等の災害時に備え、家具に転倒防止器具を取り付け、高齢者の在宅生活の安全を図ります。

**【対象】**

65歳以上のひとり暮らし及び65歳以上の高齢者のみで構成される世帯の方

**【内容】**

タンス、食器棚、本棚等の家具を家屋の柱、壁等に固定します。

- 1 器具数量 家具1台につき2個まで
- 2 取付家具台数 1世帯につき5台まで  
 ※テレビ・冷蔵庫等の電化製品は対象外です。

**【取付費用】**

無料（ただし器具本体と取り付け補助材は自己負担となります。）

**【その他】**

借家の方は、下敷きマットやつっぱり棒などを除き、壁や柱に穴をあけて器具を取り付ける場合は、建物の所有者又は、管理者の取付承諾書が必要になります。



## 日常生活用具費支給事業（1）

障害福祉課  
相談係

042-481-7094

生活用具 支給



検索

検索方法

### 【概要】

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方(原則として施設入所者は除く。)、難病による障害のある方を対象に、日常生活を営むうえで必要な各種用具を支給しています。

### 1 小規模改修（上限20万円）

#### 【内容】

用具の購入費及び改修工事費を対象とし、同一家屋で1回とします。

- (1) 手すりの取付け
- (2) 段差の解消
- (3) 滑り防止、移動の円滑化等のための床及び通路面の材料の変更
- (4) 引き戸等への扉の取替え
- (5) 洋式便器等への便器の取替え工事
- (6) その他これら工事に附帯して必要な住宅の設備改修
- (7) その他市長が認める設備改修工事

#### 【対象者】

学齢児以上65歳未満の身体障害者手帳の交付を受けた障害者及び障害児で、次のいずれかに該当するもの（グループホーム入居者を除く。）

- (1) 下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級の方
- (2) 内部障害の程度が1級で車椅子を交付されている方
- (3) 運動機能障害の程度が1級又は2級の方

※介護保険対象の方は、介護保険制度が優先となります。

### 2 中規模改修（上限64万1,000円）

#### 【内容】

- (1) 小規模改修において支給の対象となる改修
- (2) 浴室の改修工事
- (3) 台所の改修工事
- (4) 玄関等の床段差解消機の設置工事等


※小規模改修の支給決定を受けても、なお足りない部分についての工事

※同一家屋で1回とします。

#### 【対象者】

学齢児以上65歳未満の身体障害者手帳の交付を受けた障害者及び障害児で、次のいずれかに該当するもの（グループホーム入居者を除く。）

- (1) 下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級の方
- (2) 内部障害の程度が1級で車椅子を交付されている方
- (3) 運動機能障害の程度が1級又は2級の方

↑調布市ホームページ画面右上の  
検索ボックスに入力し、  
検索をクリック 

### ○ 申請時期

通年

### ○ 問合せ先

障害福祉課  
相談係

制度案内や器具の種類  
は、市ホームページ上  
で、閲覧することができます。

[トップページ](#)>

[健康・医療・福祉](#)>

[障害者支援](#)>

[日常生活の支援・補装具](#)>

[地域生活支援事業](#)



## 日常生活用具費支給事業（２）

障害福祉課  
相談係

042-481-7094

生活用具 支給



検索

検索方法

### 3 屋内移動設備

（上限 機器本体 97万 9,000円 工事費 35万 3,000円）

#### 【内容】

同一家屋で1回（市長が必要と認める場合を除きます。）

#### 【対象者】

学齢児以上の方で、次のいずれかに該当するもの（グループホーム入居者を除く。）

- (1) 身体障害者手帳の交付を受けた下肢又は体幹機能障害の程度が1級の障害者及び障害児で、次のいずれにも該当するもの
  - ア 寄りかかれないと座位を保つことができない方
  - イ つかまっても立ち上がりができない方
  - ウ 移乗ができない方
  - エ つかまっても歩行ができない方
- (2) 難病患者等で、前号に掲げる者と同様の状態にあると医師が認めた方

### 4 取付け手すり（上限 40,000円）

#### 【内容】

同一家屋で1回


#### 【対象者】

3歳以上65歳未満の身体障害者手帳の交付を受けた障害者及び障害児で、平衡機能、下肢又は体験機能障害の程度が3級～5級の方で、家庭内の移動等で手すりを必要とするもの。小規模・中規模改修が該当しない方

### 5 自己負担割合

小規模改修、中規模改修、屋内移動設備、取付け手すりいずれも

生活保護世帯等：0%、市区町村民税非課税世帯：0%、市区町村民税均等割のみの世帯：3%、市区町村民税所得割課税世帯：10%

↑調布市ホームページ画面右上の  
検索ボックスに入力し、  
検索をクリック 

#### ○ 申請時期

通年

#### ○ 問合せ先

障害福祉課  
相談係

制度案内や器具の種類  
は、市ホームページ上  
で、閲覧することができます。

トップページ>  
健康・医療・福祉>  
障害者支援>  
日常生活の支援・補装具>  
地域生活支援事業



## よりよい住まいづくり応援制度 バリアフリー適応住宅改修補助

住宅課  
住宅支援係

042-481-7545

住まいづくり



検索

検索方法

### 【概要】

高齢化への対応など、バリアフリー化を目的とした個人住宅等の改修工事等を実施する際、その費用の一部を補助します。

主な補助対象工事は

- ①段差の解消
- ②廊下及び出入口の幅の確保
- ③利用しやすい浴槽等への交換又は改修（寸法要件あり）
- ④手すりの設置
- ⑤家庭用エレベーターの設置
- ⑥車いす対応キッチンの設置
- ⑦和式から洋式便器への改修、車いす対応洗面所の設置

※実施する工事が補助対象工事であるか分からない場合は、住宅課にご相談ください。

### 【対象住宅】

市内の個人住宅及び併用住宅等です。ただし、個人名義で賃貸借をしている住宅の専有部分及び集合住宅（長屋及び共同住宅）の専有部分を含みます。

※補助金の交付は、補助対象住宅1棟につき1回となります。

### 【対象者】


- 1 対象住宅の所有者又は賃借人の方
- 2 納期の経過した市税を完納している方
- 3 対象住宅に6か月以上居住している方

### 【事業の要件】

- 1 申請日現在において、補助対象工事に着手していないこと。
- 2 工事の施工業者が市内に事業所を有していること。
- 3 補助対象工事において、現に市の他の同様の補助金、給付金など（高齢者支援室で実施している住宅改修の補助や介護保険の住宅改修費の支給など）を受けていない方又は受ける予定のない方
- 4 申請しようとする日の年度（4月1日から翌年3月10日まで）に完了し、かつ工事完了報告書等の提出ができること。
- 5 補助対象住宅が原則、建築基準法等に違反していないこと。

### 【内容】

補助対象工事経費の1/2に相当する額で上限は10万円  
（1,000円未満切捨て）

↑調布市ホームページ画面右上の  
検索ボックスに入力し、  
検索をクリック 

### ○ 申請時期

令和8年  
12月28日(月)まで  
（予算が無くなり次第  
受付終了）

### ○ 要事前申請

必ず工事契約前に  
申請してください。

### ○ 申請先

住宅課  
住宅支援係

申請書類や制度案内は、  
市ホームページ上で、閲  
覧及びダウンロードする  
ことができます。

[トップページ](#)>

[暮らし・手続き](#)>

[住まい](#)>

[住宅に関する補助・助成](#)>  
[バリアフリー適応住宅改  
修補助（よりよい住まい  
づくり応援制度](#)



## よりよい住まいづくり応援制度

太陽光発電設備・蓄電池設備等取付け等補助

住宅課  
住宅支援係

042-481-7545

住まいづくり



検索

検索方法

### 【概要】

太陽光発電設備及び蓄電池設備並びに太陽熱利用機器の設置に係る費用の一部を補助することにより、環境負荷の低減を図り、もって環境に配慮した快適な居住環境の整備を図ることを目的とした補助制度です。

### 【対象住宅】

市内の個人住宅及び併用住宅（新築も可）

### 【対象者】

- 1 対象住宅の所有者
- 2 納期の経過した市税を完納している方

### 【事業の要件】

- 1 補助対象工事が完了した日から6か月以内に申請すること。  
※「補助対象工事が完了した日」とは、次のいずれかとなります。
  - (1) 購入：補助対象経費の領収日（領収書の日付）
  - (2) リース：契約書に記載されているリース期間の開始日
- 2 市の他の制度により補助金等の交付を受けていない方又は受ける予定のない方。
- 3 過去に同制度の補助を受けていないこと。
- 4 機器により発生した電力又は温水等が、住宅の住居の用に供する部分で使用されていること。  
※各々の工事の補助金の交付は、対象住宅1家屋につき1回となります。

### 【補助内容】

- 1 太陽光発電設備  
電力受給契約における発電出力の数値1kw当たり2万円に相当する額で、上限10万円  
※公称最大出力に1kw未満の端数があるときは、小数点第2位を切り捨てた出力となります。
- 2 蓄電池設備  
一律5万円
- 3 太陽熱利用機器  
補助対象工事経費の10%に相当する額で、上限は10万円  
※1,000円未満の端数は切り捨てです。

### 【申請先】

- 1 電子申請（LoGo フォーム）  
<https://logoform.jp/form/tbbj/1340777>



- 2 郵送

〒182-0022

東京都調布市国領町4丁目51-7 ピエールシークル2階  
調布市市民サービス公社 太陽光等申請受付担当 宛

↑調布市ホームページ画面右上の  
検索ボックスに入力し、  
検索をクリック

### ○ 申請時期

令和9年

3月10日(水)まで

※予算が無くなり次第終了

### ○ 問合せ先

住宅課

住宅支援係

※東京都の補助金については、  
下記へお問い合わせください。  
東京都地球温暖化  
防止活動推進センター  
(クール・ネット東京)  
03-5990-5236(総合相談窓口)

申請書類や制度案内は、  
市ホームページ上で、閲  
覧及びダウンロードする  
ことができます。

[トップページ>](#)

[暮らし・手続き>](#)

[住まい>](#)

[住宅に関する補助・助成>](#)  
[太陽光発電設備等取付け  
等補助（よりよい住まい  
づくり応援制度）](#)





## 省エネルギー設備等導入補助金

(断熱化改修工事・高効率給湯器導入費用の補助)

環境政策課  
環境政策係

042-481-7086

調布市ゼロカーボンシティ 補助



検索

検索方法

### 【概要】

この補助金は、住宅における省エネルギー設備等の導入費用の一部を補助することにより、当該設備の普及をとおして二酸化炭素排出量の削減を図り、家計にも地球にも優しい暮らしを広めていくことを目的としています。

### 【補助金額】

5万円

※断熱化改修工事・高効率給湯器両方導入すると10万円

### 【対象要件】

- 1 断熱化改修工事  
国または都の補助金を利用した断熱化改修工事（高断熱浴槽は対象外）で、交付決定日が令和7年4月1日以降
- 2 高効率給湯器（購入・工事日が令和8年4月20日以降であること）  
東京ゼロエミポイントまたは燃料電池普及促進協会のホームページに掲載されている給湯器（エコキュート、ハイブリッド給湯機、エコジョーズ、エコフィール、エネファーム）

### 【補助対象者】

次の全てに合致する方（事業者による代理手続可）

- 1 交付申請時点で市内に住民登録がある個人
- 2 市内の既存住宅で補助対象の断熱化改修工事や高効率給湯器の設置を行った
- 3 【断熱化改修工事のみ】国（または都）の補助金を利用し、交付決定通知が届いている


### 【その他】

事業の詳細な情報は、特設ホームページまたは補助事業の手引きを必ずご覧ください。

### 【補助金の相談・お問合せ先】

調布市省エネ・再エネ相談窓口

- 1 電話 042-444-1120  
平日 午前10時から午後4時まで ※午後0時30分から1時30分を除く
- 2 補助金特設ホームページのお問合せフォーム

↑調布市ホームページ画面右上の  
検索ボックスに入力し、  
検索をクリック 

### ○申請期間

令和8年4月20日(木)  
～11月30日(月)

※予算が無くなり次第終了

### ○詳細・申込

特設ホームページ

<https://zcc-chofu.jp/hojyo/>





## 建築物再生可能エネルギー利用 促進区域制度

環境政策課  
環境政策係

042-481-7086

再エネ利用促進区域制度



検索

検索方法

### 【概要】

市内のCO<sub>2</sub>排出量の約8割は住宅やビルなど建築物における化石燃料に由来するエネルギー消費に起因することから建築物における再生可能エネルギー利用設備の設置の促進を図るため、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(建築物省エネ法)で規定されている「建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度」に基づき、「調布市建築物再生可能エネルギー利用促進計画」(再エネ利用促進計画)を策定しています。

### 【再エネ利用促進計画の対象となる区域】


市内全域

### 【建築物への設置を促進する再エネ利用設備の種類】

- 1 太陽光発電設備(太陽光パネル)
- 2 太陽熱利用設備(太陽の熱を活用した給湯システム等)

### 【促進区域内で適用される措置】

- 1 市による建築主等への再エネ利用設備の設置促進に向けた、情報提供助言その他の支援(補助事業による導入支援等)についての努力義務
- 2 建築物へ設置できる再エネ利用設備の種類及び規模(太陽光発電設備の場合は発電容量、太陽熱利用設備の場合は集熱面積・貯湯タンク容量)等についての建築士から建築主への説明義務制度
- 3 形態規制建築基準法の容積率、建蔽率及び建築物の高さに関する制限の緩和に関する許可制度
- 4 建築主への再エネ利用設備設置の努力義務

↑調布市ホームページ画面右上の  
検索ボックスに入力し、  
検索をクリック 



## 雨水浸透施設設置事業

環境政策課  
環境政策係


042-481-7086

雨水浸透ます 雨水タンク



検索

検索方法

↑調布市ホームページ画面右上の  
検索ボックスに入力し、  
検索をクリック 

### 1 雨水浸透ますの無料設置

#### 【概要】

雨水を地下に浸透させる「雨水浸透ます」を無料で設置することができます（市が設置費用を負担します。）。

屋根に降った雨水を、そのまま下水道に流さず、効率的に地中へ浸透させることで、湧水の復活、局地的な豪雨などによる河川の治水対策、地下水の涵養を図ることができます。

#### 【対象地域】

市内全域（地域・地形等で設置できない場所があります。）

#### 【設置対象】

- (1) 市内の既存の一般住宅及び個人の所有する集合住宅等
- (2) 雨どいの近くで、1平方メートル程度の広さがある場所
- (3) 1宅地当たり6基まで対象

（注）ただし、次の場合は対象になりません。

- ア 国、地方公共団体、公社、公団その他の公共団体が設置する場合。
- イ 各種法人が設置する場合。
- ウ 調布市開発事業指導要綱第16第2項の規定により設置する場合。
- エ 新築又は仮設建築物に設置する場合。
- オ 不動産業者、建築業者等で売買等を目的とした土地又は建築物に設置する場合。

### ○ 申請時期

通年

### ○ 設置費用

- ・雨水浸透ます 無料
- ・雨水タンク 2分の1を補助

### ○ 問合せ先

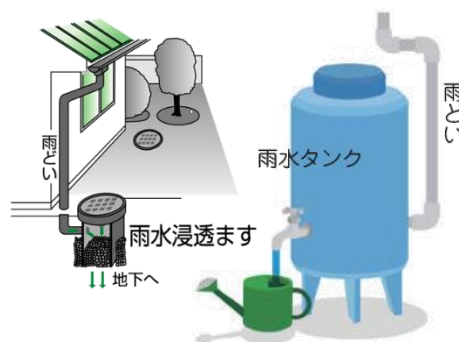
環境政策課  
環境政策係

### 2 雨水タンクの設置補助

#### 【概要】

「雨水タンク」の購入・設置費用を補助します。

屋根に降った雨水を貯めることで、植木の水やりや非常時のトイレの流し水などに活用できます。



制度案内は、市ホームページ上で、閲覧することができます。

トップページ>  
防災・安全>  
災害に備えて>  
水害>

局地的な豪雨対策と豊かな湧水のために「雨水浸透ます」無料設置

雨水タンクの設置補助

#### 【補助内容】

- (1) 市内の個人所有の住宅に設置するもの(1世帯1基)
- (2) 雨水タンクの購入費用と設置費用の2分の1（上限額 35,000 円）



## 生ごみたい肥化容器等

### 購入費補助制度

資源循環推進課  
企画係

042-306-8781

生ごみ処理機 補助金



検索

検索方法

#### 【概要】

ごみ減量の一環として、ごみの自家処理を促進し、併せて生活環境の保全を図るため、生ごみたい肥化容器など、ごみ減量装置等の購入に要する費用の一部を予算の範囲内で補助金を交付しています。


#### 【対象】

- 1 市内に居住し、住民基本台帳に記録されている世帯
- 2 購入した生ごみたい肥化容器・家庭用電動式生ごみ処理機・生ごみ処理剤を、自宅で使用する世帯

#### 【内容】

- 1 生ごみたい肥化容器又は家庭用電動式生ごみ処理機  
購入価格の2分の1に相当する額とし、限度額が2万円（100円未満切り捨て）
- 2 生ごみ処理剤  
購入価格の2分の1に相当する額とし、限度額が1年度につき1世帯5千円（100円未満切り捨て）

※この他申請方法等の詳細については、HP参照（下記QRコード）又は資源循環推進課企画係へお問い合わせください。

↑調布市ホームページ画面右上の  
検索ボックスに入力し、  
検索をクリック 

#### ○ 申請時期

購入日翌日から1年以内  
※生ごみ処理剤は市が  
指定する期間（1年度1回  
限り）

#### ○ 申請先

資源循環推進課  
企画係

申請書類や制度案内は、  
市ホームページ上で、閲  
覧及びダウンロードする  
ことができます。

[トップページ](#)>

[暮らし・手続き](#)>

[ごみ・リサイクル](#)>

[減免・補助制度](#)>

[生ごみ処理機等購入費  
補助制度](#)





## 生け垣新設に関する補助

緑と公園課  
みどりの推進係

042-481-7083

生け垣



検索

検索方法

### 【概要】

市では、条件を満たす生け垣を新たに設置する場合に、費用の補助を行っています。

事前に書類審査及び現地調査がありますので、必ず工事着工前にご連絡、お問い合わせください。

### 【補助対象】

新たに設置する生け垣で、次の要件を満たすもの（既存の塀等を撤去して、生け垣に改造する場合を含む。）

- 1 樹木の高さが80cm以上あること。
- 2 接道部分の長さが3m以上あること。
- 3 原則として4m以上の幅員をもつ道路に接していること。
- 4 道路面の生け垣の下にブロックなどを設置する場合は、ブロックなどの高さが道路面から40cm以下の高さであること。

※不動産業者、開発事業者等が業として設置又は撤去する場合は対象外  
 ※家の建て替えのためにブロック塀などを壊す場合には取壊費（撤去料）は出ません。

### 【補助内容】

- 1 生け垣を設置したときは、生垣1m当たり1万円とする（1m未満の端数は切り捨て）。ただし、その額が1万円に満たないときは、実際に要した費用（100円未満の端数切り捨て）
- 2 撤去したときは、新たに設置する生け垣又は撤去した既存の塀等の総延長のいずれか短い方を限度として、撤去した既存の塀等1m当たり1万円とする（1m未満の端数切り捨て）。ただし、その額が1万円に満たないときは、実際に要した費用（100円未満の端数切り捨て）

↑調布市ホームページ画面右上の  
 検索ボックスに入力し、  
 検索をクリック

- **申請時期**  
 通年  
 （年度内に工事を完了する必要があります。）

- **要事前相談**  
 必ず**工事着工前**にご相談ください。

- **申請先**  
 緑と公園課  
 みどりの推進係

申請書類や制度案内は、市ホームページ上で、閲覧及びダウンロードすることができます。

トップページ>  
 まちづくり・環境>  
 公園・緑地>  
 みどりの推進>  
 生け垣費用の助成



## 省エネルギー設備等導入補助金

(LED照明・リユース家電導入費用の補助)

環境政策課

環境政策係


042-481-7086

調布市ゼロカーボンシティ 補助



検索

検索方法

↑調布市ホームページ画面右上の  
検索ボックスに入力し、  
検索をクリック 

### 【概要】

この補助金は、住宅における省エネルギー設備等の導入費用の一部を補助することにより、当該設備の普及をととして二酸化炭素排出量の削減を図り、家計にも地球にも優しい暮らしを広めていくことを目的としています。

### 【補助金額】

補助対象に係る経費の8割(最大10万円)  
機器購入費・工事費・送料等の費用を補助

### 【補助対象者】

- 1 市内に住民登録がある個人
- 2 既存の住宅に対し令和8年4月20日以降に対象製品を購入

### 【補助対象】

- 1 LED照明  
非LED照明からLED照明への交換で、既存の照明より省エネ効果が高い
- 2 リユース家電(中古のエアコン・冷蔵庫)  
市が指定する省エネ基準に該当する、中古品のエアコン・冷蔵庫  
※該当製品は「省エネ型製品情報サイト」参照  
(<https://seihinjyoho.go.jp>)
  - (1) エアコン: 目標年度2027年度の統一省エネラベルの多段階評価「★2」以上、壁掛式
  - (2) 冷蔵庫: 目標年度2021年度における省エネ基準達成率が100%以上

### 【その他】

事業の詳細な情報は、特設ホームページまたは補助事業の手引きを必ずご覧ください。

### 【補助金の相談・お問合せ先】

調布市省エネ・再エネ相談窓口

- 1 電話 042-444-1120  
平日 午前10時から午後4時まで ※午後0時30分から1時30分を除く
- 2 補助金特設ホームページのお問合せフォーム

### ○申請期間

令和8年4月20日(木)  
～11月30日(月)


※予算が無くなり次第終了

### ○詳細・申込

特設ホームページ

<https://zcc-chofu.jp/hojyo/>



	<h2 style="text-align: center;">新築住宅に係る固定資産税の軽減</h2>	<p style="text-align: center;">資産税課 資産税係</p>
		<p style="text-align: center;">042-481-7208</p>
<p><b>【概要】</b> 一定の要件を満たす新築住宅は、固定資産税額（家屋分）が一定期間減額されます。</p> <p><b>1 適用要件</b></p> <p>(1) 令和9年1月1日までに新築された住宅</p> <p>(2) 床面積…居住部分が1戸当たり40㎡以上240㎡以下 ※ただし、令和8年3月31日までに新築した場合は、居住部分が1戸当たり50㎡以上280㎡以下</p> <p>(3) 併用住宅の場合…居住部分の床面積の割合が2分の1以上</p> <p><b>2 減額期間</b></p> <p>(1) 一般住宅…新規課税年度から3年度分</p> <p>(2) 3階建以上の耐火・準耐火住宅…新規課税年度から5年度分</p> <p><b>3 減額税額</b> 住宅1戸当たり120㎡までの居住部分について、家屋に係る固定資産税の2分の1に相当する額を減額</p> <p><b>4 手続</b> この減額の適用については申請不要です。</p>		<hr/> <p>○ <b>申請時期</b> ※申請不要</p> <p>○ <b>申請先</b> ※申請不要</p>



## 認定長期優良住宅に係る 固定資産税の軽減

資産税課  
資産税係

042-481-7208

### 【概要】

認定長期優良住宅（P50参照）を新築し、一定の要件を満たす場合は、固定資産税（家屋分）が一定期間減額されます。

#### 1 適用要件

- (1) 令和9年1月1日までに新築された認定長期優良住宅
- (2) 床面積…居住部分が1戸当たり40㎡以上240㎡以下  
※ただし、令和8年3月31日までに新築した場合は、居住部分が1戸当たり50㎡以上280㎡以下
- (3) 併用住宅の場合…居住部分の床面積の割合が2分の1以上

#### 2 減額期間

- (1) 一般住宅…新規課税年度から5年度分
- (2) 3階建以上の耐火・準耐火住宅…新規課税年度から7年度分

#### 3 減額税額

住宅1戸当たり120㎡までの居住部分について、家屋に係る固定資産税の2分の1に相当する額を減額

#### 4 申請期間

新築した翌年の1月31日まで

#### 5 提出書類

- (1) 認定長期優良住宅に対する固定資産税減額申告書
- (2) 長期優良住宅の認定通知書の写し


※申請条件・方法等の詳細については、資産税課までお問い合わせください。

#### ○ 申請時期

新築した年の翌年の  
1月31日まで  
(1月1日新築の場合は、  
その年の1月31日まで)

#### ○ 申請先

資産税課  
資産税係

	<b>耐震基準適合住宅に係る 固定資産税の軽減</b>	資産税課 資産税係
		042-481-7208
<p><b>【概要】</b> 旧耐震基準により建築された既存住宅で、一定の要件を満たす耐震改修工事を行った場合、固定資産税（家屋分）が申請により一定期間減額されます。</p> <p>1 適用要件</p> <p>(1) 昭和57年1月1日以前から所在する住宅及び併用住宅</p> <p>(2) 令和9年3月31日までの間に、建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合した改修工事（1戸当たりの工事費が50万円超のものに限る。）を行った住宅</p> <p>2 減額期間</p> <p>(1) 一般住宅…改修工事が完了した翌年度分</p> <p>(2) 通行障害既存耐震不適格建築物に該当する住宅…改修工事が完了した翌年度から2年度分</p> <p>3 減額税額</p> <p>住宅1戸当たり120㎡までの居住部分について、家屋に係る固定資産税の2分の1に相当する額を減額</p> <p>なお、長期優良住宅の場合は、3分の2に相当する額を減額</p> <p>4 申請期間</p> <p>改修工事完了から3か月以内</p> <p>5 提出書類</p> <p>(1) 耐震基準適合住宅に対する固定資産税減額申告書</p> <p>(2) 工事内容や費用を示す領収書等</p> <p>(3) 増改築等工事証明書（原本）</p> <p>(4) 長期優良住宅認定通知書の写し（該当者のみ）</p> <p>※申請条件・方法等の詳細については、資産税課までお問い合わせください。</p>		<p>○ <b>申請時期</b> 改修工事完了後 3か月以内</p> <p>○ <b>申請先</b> 資産税課 資産税係</p> <p>○ <b>要安全確認計画記載建築物等に対する固定資産税の減額</b></p> <p>建築物の耐震改修の促進に関する法律第7条に規定する要安全確認記載建築物又は同法附則第3条第1項に規定する要緊急安全確認大規模建築物に該当する家屋で、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき耐震診断を義務付けられたものについて、平成26年4月1日から令和8年3月31日までの間に、国の耐震対策緊急促進事業による補助を受けて耐震改修工事を行い、現行の耐震基準に適合することが証明された場合、固定資産税（家屋分）の減額を受けることができます。</p> <p>要件や手続きの詳細については、資産税課までお問い合わせください。</p>



## 高齢者等居住住宅のバリアフリー改修に 対する固定資産税の軽減（1）

資産税課  
資産税係

042-481-7208

### 【概要】

一定の要件を満たす高齢者等居住住宅改修工事を行った場合、申請により固定資産税（家屋分）が減額されます。

#### 1 対象住宅の要件

- (1) 新築された日から10年以上を経過した住宅（賃貸住宅除く）
- (2) 床面積…居住部分が1戸当たり40㎡以上240㎡以下  
※ただし、令和8年3月31日までに改修工事が完了した場合は、居住部分が1戸当たり50㎡以上280㎡以下
- (3) 併用住宅の場合…居住部分の床面積の割合が2分の1以上

#### 2 対象住宅の居住者要件（いずれかに該当する必要があります。）

- (1) 65歳以上の方（工事完了の翌年1月1日現在）
- (2) 要介護認定又は要支援認定を受けている方
- (3) 障害者の方

#### 3 改修工事の要件

- (1) 令和9年3月31日までに改修工事が完了したもの。
- (2) 工事費が50万円超のもの（補助金や介護保険等を除いた負担分）。
- (3) 以下の改修工事を行ったもの。
  - ・通路又は出入り口の拡幅（廊下の拡幅等）
  - ・階段の勾配の緩和
  - ・浴室の改良・便所の改良・手すりの取付け・床の段差の解消
  - ・出入りの戸を改良（引き戸への取替え等）
  - ・床表面の滑り止め化

#### 4 減額期間

改修工事が完了した翌年度分

#### 5 減額税額

住宅1戸当たり100㎡までの居住部分について、家屋に係る固定資産税の3分の1に相当する額を減額

#### 6 申請期間

改修工事完了から3か月以内

- **申請時期**  
改修工事完了後  
3か月以内
- **申請先**  
資産税課  
資産税係



高齢者等居住住宅のバリアフリー改修に  
対する固定資産税の軽減（２）

資産税課  
資産税係

042-481-7208

7 提出書類

- (1) 高齢者等居住改修・高齢者等居住改修専有部分に対する固定資産税減額申告書
- (2) 納税義務者の住民票の写し
- (3) 居住者要件を満たす書類（住民票の写し、介護保険被保険者証の写し、障害者手帳の写し等）
- (4) 補助金等の明細の写し（補助金等を受けた場合）  
※(5)(6)はいずれか1つを提出
- (5) 改修工事が行われた旨を証する書類
- (6) 改修工事に係る明細書の写し、改修工事が行われた箇所を撮影した写真、工事費用を支払ったことが確認できる領収書の写し

※申請条件・方法等の詳細については、資産税課までお問い合わせください。

- 
- **申請時期**  
改修工事完了後  
3か月以内
  - **申請先**  
資産税課  
資産税係



## 熱損失防止（省エネ）改修住宅に 対する固定資産税の軽減（1）

資産税課  
資産税係

042-481-7208

### 【概要】

一定の要件を満たす熱損失防止（省エネ）改修工事を行った場合、申請により固定資産税（家屋分）が減額されます。

#### 1 適用要件

- (1) 平成26年4月1日以前に建てられた住宅（賃貸住宅を除く）
- (2) 令和9年3月31日までに改修工事が完了した住宅
- (3) 改修後の床面積…居住部分が1戸当たり40㎡以上240㎡以下  
※ただし、令和8年3月31日までに改修工事が完了した場合は、居住部分が1戸当たり50㎡以上280㎡以下
- (4) 併用住宅の場合…居住部分の床面積の割合が2分の1以上
- (5) 以下の工事内容で、かつ現行の省エネ基準に新たに適合するもの
  - ア 窓の断熱性を高める改修工事※
  - イ 天井等の断熱性を高める改修工事
  - ウ 壁の断熱性を高める改修工事
  - エ 床等の断熱性を高める改修工事※アの『窓の断熱性を高める改修工事』は必須です。
- (6) 断熱改修に係る工事費が60万円を超えるもの、又は断熱改修に係る工事費が50万円超であって、その他工事費と合わせて60万円超となる場合（国又は地方公共団体からの補助金等を除いた負担分）

#### 2 減額期間

改修工事が完了した翌年度分

#### 3 減額税額

住宅1戸当たり120㎡までの居住部分について、家屋に係る固定資産税の3分の1に相当する額を減額  
なお、長期優良住宅の場合は、3分の2に相当する額が減額

#### 4 申請期間

改修工事完了から3か月以内

- **申請時期**  
改修工事完了後  
3か月以内
- **申請先**  
資産税課  
資産税係



## 熱損失防止（省エネ）改修住宅に 対する固定資産税の軽減（2）

資産税課  
資産税係

042-481-7208


### 5 提出書類

- (1) 熱損失防止改修工事・熱損失防止専有部分に対する固定資産税減額申告書
- (2) 納税義務者の住民票の写し
- (3) 増改築等工事証明書
- (4) 工事内容や費用を示す領収書等
- (5) 長期優良住宅認定通知書の写し（該当者のみ）

※申請条件・方法等の詳細については、資産税課までお問い合わせください。

- 
- **申請時期**  
改修工事完了後  
3か月以内

- **申請先**  
資産税課  
資産税係

	<p align="center"><b>東日本大震災・原子力災害によって被災</b></p>	<p align="center">資産税課 資産税係</p>
	<p align="center"><b>された方への固定資産税・都市計画税の軽減</b></p>	<p align="center">042-481-7208</p>
<p><b>【概要】</b></p> <p>東日本大震災・原子力災害によって被害を受けた家屋をお持ちの方で、東日本大震災によって滅失・損壊した家屋に代わる家屋を調布市内に取得した場合、または原子力災害による避難指示区域内にあった家屋に代わる家屋を調布市内に取得した場合、一定の要件を満たすものについては、固定資産税及び都市計画税が一定の期間減額されます。</p> <p><b>1 適用基準</b></p> <p>(1) 東日本大震災 東日本大震災によって滅失・損壊した家屋に代わる家屋を調布市内に取得した場合 ※なお、一部損壊は含まれません</p> <p>(2) 原子力災害 東日本大震災に伴う原子力災害に係る避難指示区域内に所在した家屋に代わる家屋を、避難指示区域が解除されてから3か月（解除日に新築された時は1年）を経過するまでの間に、調布市内に取得した場合</p> <p><b>2 減額</b></p> <p>(1) 代替家屋に係る税額のうち、被災家屋の床面積相当分について、取得した翌年度から4年間は2分の1、その後の2年間は3分の1</p> <p>(2) 代替家屋に係る税額のうち、避難指示区域内家屋の床面積相当分について、取得した翌年度から4年間は2分の1、その後の2年間は3分の1</p> <p><b>3 手続等</b></p> <p>申請方法・必要書類等の詳細は資産税課へお問い合わせください。</p>		<hr/> <p>○ <b>申請時期等</b> ※詳細は資産税課へ</p>



## 住居確保給付金（家賃補助）（1）

生活福祉課  
生活福祉係


042-481-7275

### 住居確保給付金(家賃補助)



検索

検索方法

↑調布市ホームページ画面右上の  
検索ボックスに入力し、  
検索をクリック 

#### 【概要】

離職又は就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にある者であって就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を失った方又は失うおそれのある方に対し、家賃相当額を支給することで、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

#### 1 支給月額

単身世帯：5万3,700円 2人世帯：6万4,000円  
3～5人世帯：6万9,800円 6人世帯：7万5,000円  
7人世帯：8万3,800円

（上記を支給限度額として世帯の収入に応じて家賃の実費分を支給）

#### 2 支給期間

3か月間（一定の条件の下、最長9か月まで延長可）

#### 3 支給方法

原則、住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者への口座振込

#### 4 受給中の義務

- (1) 毎月2回以上、公共職業安定所での職業相談を受けること。
- (2) 毎月4回以上、調布ライフサポートの就労支援員等による面接等の支援を受けること。
- (1) 週1回以上、求人先へ応募を行い又は求人先の面接を受けること。

※就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあること等により経済的に困窮している者は、市が認める場合、申請日の属する月から3か月間（期間の延長がされた場合は1度目の延長期間まで）に限り、(1)及び(3)に代わって市が認める経営相談先へ相談の申込みを行い、自立に向けた活動を行うことでも可とする。

#### ○ 申請時期

通年

#### ○ 申請先

調布ライフサポート  
（社会福祉協議会内）  
042-481-7693

#### ○ 申請条件

生活困窮者自立支援法に基づくものであるため、申請以前に調布ライフサポートでの自立相談支援を受けていることが必須となります。

募集案内や申込書等は、募集期間中に市ホームページ上で、閲覧及びダウンロードすることができます。

[トップページ](#)>  
[健康・医療・福祉](#)>  
[生活支援](#)>  
[生活支援の相談](#)>  
[住居確保給付金の支給](#)



## 住居確保給付金（家賃補助）（2）

生活福祉課  
生活福祉係


042-481-7275

### 住居確保給付金(家賃補助)



検索

検索方法

↑調布市ホームページ画面右上の  
検索ボックスに入力し、  
検索をクリック 

#### 5 対象者

以下のいずれの要件にも該当する方

- (1) 離職後2年以内の方（離職者の場合）
- (2) 離職前及び離職と同等程度の状況になった際に主たる生計維持者であった方
- (3) 就労能力及び常用就職の意欲があり、公共職業安定所に求職申込を行う方又は現に行っている方
- (4) 離職等により住宅を喪失している又は喪失するおそれがある方
- (5) 申請者及び申請者と生計を一とする同居の親族の収入の合計が次の金額以下である方
  - ア 単身世帯 8万4,000円に家賃相当額を加えた額以下
  - イ 2人世帯 13万円に家賃相当額を加えた額以下
  - ウ 3人世帯 17万2,000円に家賃相当額を加えた額以下

※家賃相当額は支給限度額を上限とする。4人以上世帯は個別にお問い合わせください。
- (6) 申請者及び申請者と生計を一とする同居の親族の預貯金の合計が、単身世帯は50万4,000円、2人世帯は78万円、3人以上世帯は100万円以下の方
- (7) 国、地方自治体等が実施する住宅等困窮離職者等に対する貸付又は給付を、申請者及び申請者と生計を一とする同居の親族が受けていない方
- (8) 申請者及び申請者と生計を一とする同居の親族が暴力団員でないこと。

#### ○ 申請時期

通年

#### ○ 申請先

調布ライフサポート  
（社会福祉協議会内）  
042-481-7693

#### ○ 申請条件

生活困窮者自立支援法に基づくものであるため、申請以前に調布ライフサポートでの自立相談支援を受けていることが必須となります。

募集案内や申込書等は、募集期間中に市ホームページ上で、閲覧及びダウンロードすることができます。

[トップページ](#)>

[健康・医療・福祉](#)>

[生活支援](#)>

[生活支援の相談](#)>

[住居確保給付金の支給](#)



## 住居確保給付金（転居費用補助）（1）

生活福祉課  
生活福祉係


042-481-7275

### 住居確保給付金(転居費用補助)



検索

検索方法

↑調布市ホームページ画面右上の  
検索ボックスに入力し、  
検索をクリック 

#### 【概要】

同一の世帯に属する者の死亡又は本人若しくは同一の世帯に属する者の離職などにより世帯収入が著しく減少して経済的に困窮した住居を失った方または失うおそれの高い方に、転居費用相当額を支給することで、家計の改善に向けた支援を行います。

#### 1 対象経費

- (1) 転居先への家財の運搬費用
- (2) 転居先の住宅に係る初期費用（礼金、仲介手数料、家賃債務保証料、住宅保険料）
- (3) ハウスクリーニングなどの原状回復費用（転居前の住宅に係る費用を含む）
- (4) 鍵交換費用

#### 2 支給上限額

転居先の住居が所在する市区町村の住宅扶助基準に基づく額に3を乗じて得た額

※ 市内で転居する場合の例

単身世帯：16万1,100円 2人世帯：19万2,000円

3～5人世帯：20万9,400円

（上記を支給限度額として実費分を支給）

#### 3 支給方法

- (1) 転居先の住宅に係る初期費用  
原則として不動産仲介業者等の口座へ振り込む代理受領とする。
- (2) (1)以外の経費  
個々の状況に応じて、業者等の口座か受給者の口座等へ支給する。

#### 4 対象者

以下のいずれの要件にも該当する方

- (1) 申請者と同一の世帯に属する者の死亡または申請者若しくは申請者と同一の世帯に属するものの離職、休業等により、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が著しく減少し、経済的に困窮し、住居喪失者または住居喪失のおそれのある者であること。

#### ○ 申請時期

通年

#### ○ 申請先

調布ライフサポート  
（社会福祉協議会内）  
042-481-7693

#### ○ 申請条件

生活困窮者自立支援法に基づくものであるため、申請以前に調布ライフサポートでの自立相談支援を受けていることが必須となります。

募集案内や申込書等は、募集期間中に市ホームページ上で、閲覧及びダウンロードすることができます。

[トップページ](#)>

[健康・医療・福祉](#)>

[生活支援](#)>

[生活支援の相談](#)>

[住居確保給付金の支給](#)



## 住居確保給付金（転居費用補助）（2）

生活福祉課  
生活福祉係

042-481-7275

### 住居確保給付金(転居費用補助)



検索

検索方法

↑調布市ホームページ画面右上の  
検索ボックスに入力し、  
検索をクリック

- (2) 申請日の属する月において、世帯収入額が著しく減少した月から2年以内であること。
- (3) 申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していること。
- (4) 申請日の属する月における申請者及び申請者と申請者と生計を一とする同居の者の収入の合計額が次に定める額であること。
  - ア 単身世帯 8万4,000円に家賃相当額を加えた額以下
  - イ 2人世帯 13万円に家賃相当額を加えた額以下
  - ウ 3人世帯 17万2,000円に家賃相当額を加えた額以下
 ※家賃相当額は支給限度額を上限とする。4人以上世帯は個別にお問い合わせください。
- (5) 申請者及び申請者と生計を一とする同居の親族の預貯金の合計が、単身世帯は50万4,000円、2人世帯は78万円、3人以上世帯は100万円以下の方
- (6) 調布ライフサポートが行う家計改善支援事業にて、その家計の改善のために以下のいずれかの事由により転居が必要であり、その費用の捻出が困難であると認められること
- (7) 地方自治体等が実施する離職者等に対する転居の支援を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と申請者と生計を一とする同居の者が受けていないこと。
- (8) 申請者及び申請者と生計を一とする同居の親族が暴力団員でないこと。

#### 5 入居後の手続き

住居入居日から7日以内に、以下を提出

- (1) 住居確保報告書（転居費用補助）
- (2) 賃貸住宅に関する賃貸借契約の写し
- (3) 新住所における住民票の写し
- (4) 転居に要する費用の実際に支払った額を確認できる書類（領収書等）

#### ○ 申請時期

通年

#### ○ 申請先

調布ライフサポート  
（社会福祉協議会内）  
042-481-7693

#### ○ 申請条件

生活困窮者自立支援法に基づくものであるため、申請以前に調布ライフサポートでの自立相談支援を受けていることが必須となります。

募集案内や申込書等は、募集期間中に市ホームページ上で、閲覧及びダウンロードすることができます。

[トップページ](#) >

[健康・医療・福祉](#) >

[生活支援](#) >

[生活支援の相談](#) >

[住居確保給付金の支給](#)



## 住まいぬくもり相談室

住宅課  
公営住宅係


042-481-7988

住まいぬくもり相談室



検索

検索方法

↑調布市ホームページ画面右上の  
検索ボックスに入力し、  
検索をクリック 

### 【概要】

相談員が現在の生活状況をお聞きしながら、適切な民間賃貸住宅の情報提供や福祉サービス、行政支援へのご案内をする無料の相談窓口です。

物件をお探しの方には、不動産関係団体や賛同する事業者と協力し、お部屋探しをお手伝いします。（不動産関係団体等とご契約された場合の諸費用は必要です。）

福祉サービスや行政支援が必要な場合は、居住支援団体や行政をとおし、支援を受けられるよう、お手続きなどをサポートします。自力で住宅を確保することが困難な方を包括的に支援いたします。

### 【対象者】

高齢者、障害者、子育て家庭など、様々な事情によりお住まいにお困りの方

### 【相談場所】

市役所2階 市民ロビー相談室（2）

### 【要予約】

相談には事前のご予約が必要です。（電話予約）

※空枠がある場合に限り、対応させていただく場合もございますが、相談時により良い助言等を行えるよう事前にご連絡くださるようお願いいたします。

### 【予約申込先】

住宅課 公営住宅係

電話 042-481-7988

（平日午前8時30分から午後5時まで）

### 【費用】

無料

### ○ 実施日

第1・3・5木曜日  
午後1時15分から  
午後4時10分まで

### ○ 予約先

住宅課  
公営住宅係

制度案内は、市ホームページ上で、閲覧することができます。

[トップページ](#)>  
[暮らし・手続き](#)>  
[住まい](#)>  
[居住支援](#)>  
[住まいぬくもり相談室](#)



## 市営住宅

住宅課  
公営住宅係

042-481-7141

### 市営住宅



検索

検索方法

#### 【概要】

住宅に困っている所得の低い方のために、低廉な家賃で賃貸し、市民の生活の安定を図ることを目的とした住宅です。法律や条例などを根拠に維持管理されているため、入居者は、入居時に資格審査を受けることや、所得・世帯員等の変更があった際の報告義務が定められています。

市は、市内7団地249戸の市営住宅を管理しており、空室がある場合には、事前に市報等で広報したうえで、募集を行います。希望者多数の場合には、抽選で、入居の決定を行います。

#### 【市営住宅一覧】

- 1 富士見第1市営住宅〈昭和56年建築 3階建 エレベーター無〉  
所在地 富士見町1丁目33番地16
- 2 八雲台市営住宅〈昭和57年建築 3階建 エレベーター無〉  
所在地 八雲台1丁目31番地3
- 3 深大寺市営住宅〈昭和58年建築 3階建 エレベーター無〉  
所在地 深大寺東町2丁目23番地1
- 4 富士見第2市営住宅〈平成元年建築 3階建 エレベーター無〉  
所在地 富士見町1丁目40番地1
- 5 山野市営住宅〈平成4年建築 3階建 エレベーター無〉  
所在地 深大寺北町6丁目42番地1
- 6 下石原市営住宅〈平成16年建築 3階建 エレベーター有〉  
所在地 下石原3丁目30番地2
- 7 調中前市営住宅〈平成19年建築 5階建 エレベーター有〉  
所在地 富士見町4丁目40番地2

#### 【対象者】

- 1 現に住宅に困っていることが明らかな方
- 2 前年の収入額が、基準内（月額所得15万8,000円以下）の方
- 3 暴力団員でない方
- 4 市内に6か月以上居住している方  
※その他条件や例外等がございます。

↑調布市ホームページ画面右上の  
検索ボックスに入力し、  
検索をクリック

- **公募時期**  
6月及び12月頃  
※空室がある場合のみ

- **申請先**  
住宅課  
公営住宅係

募集案内や申込書等は、  
募集期間中に市ホームページ上で、閲覧及びダウンロードすることができます。

[トップページ>](#)  
[暮らし・手続き>](#)  
[住まい>](#)  
[公営住宅>](#)  
[市営住宅の概要](#)

募集実施の際には、募集概要を新たに市報やホームページなどで広報いたします。



## 高齢者住宅（シルバーピア）

高齢者支援室  
在宅サービス係

042-481-7150

シルバーピア



検索

検索方法

### 【概要】

住宅に困っている所得の低い方のために、低廉な家賃で賃貸し、市民の生活の安定を図ることを目的とした住宅です。法律や条例などを根拠に維持管理されているため、入居者は、入居時に資格審査を受けることや、所得・世帯員等の変更があった際の報告義務が定められています。

市は、高齢者住宅（シルバーピア）として、高齢単身者用の集合住宅を3団地41戸管理しております。空室がある場合には、事前に市報等で広報したうえで、募集を行います。

募集時に希望者多数の場合、資格審査を実施のうえ、優先度の高いと判断される方から優先して決定いたします。

### 【高齢者住宅一覧】

- 1 シルバーピア深大寺〈平成2年建築 2階建 エレベーター無〉  
所在地 深大寺北町5丁目35番地26
- 2 シルバーピア柴崎〈平成4年建築 2階建 エレベーター無〉  
所在地 柴崎1丁目46番地1
- 3 シルバーピアせせらぎ〈平成25年建築 2階建 エレベーター有〉  
所在地 国領町7丁目29番地1

### 【対象者】

- 1 現に住宅に困っていることが明らかな方
  - 2 前年の収入額が、月額214,000円以下の方
  - 3 暴力団員でない方
  - 4 市内に3年以上居住する満65歳以上のひとり暮らしの方
- ※その他条件等がございますので、詳細は、所管課までご連絡ください。

↑調布市ホームページ画面右上の  
検索ボックスに入力し、  
検索をクリック

- **公募時期**  
4月及び10月頃  
※空室がある場合のみ

- **申請先**  
高齢者支援室  
在宅サービス係

制度案内は、市ホームページ上で、閲覧することができます。

トップページ>  
健康・医療・福祉>  
高齢者支援>  
高齢者の暮らしと住まい>  
高齢者住宅（シルバーピア）



## 高齢者、障害者、ひとり親世帯などの 転居に関する支援

住宅課  
公営住宅係

042-481-7988

### 住まいぬくもり支援制度



検索

検索方法

#### 【概要】

##### 1 民間賃貸住宅家賃等債務保証支援事業

市内の民間賃貸住宅へ転居する際に、保証人となる方がいないことにより転居先の住宅の確保が困難となっている方に対し、民間保証会社を利用した際の保証料を市が助成します(限度額 3 万 2,000 円)。

##### 2 民間賃貸住宅仲介支援事業

市内の民間賃貸住宅へ転居する際に、協力不動産事業者等へ支払う仲介手数料を市が助成します(限度額 6 万 4,000 円)。

#### 【入居支援事業ご利用条件(2事業共通)】

対象となる方は1のいずれかに該当し、2の要件を全て備える方です。

##### 1 対象者

- (1) 低所得世帯
- (2) 高齢者世帯
- (3) 障害者世帯
- (4) ひとり親世帯
- (5) 子どもを育成する世帯
- (6) 犯罪被害者
- (7) DV被害者
- (8) 施設等退所者

##### 2 資格要件

- (1) 新たに市内の民間賃貸住宅に居住しようとする者であること。
- (2) 低所得世帯は、年間 189 万 6 千円以下であること。  
(世帯員が 1 人増すごとに 38 万円加算)
- (3) 土地及び建物等の不動産等を所有していないこと。
- (4) 緊急時連絡先があること。
- (5) 住まいぬくもり相談室(P44 参照)又は住宅課による事前相談を受けていること。

※転居先住宅によっては、支援事業の対象外となる場合があります。

※生活保護やその他同種の補助を受けている方は対象外です。

※利用には、民間賃貸住宅契約前に申請が必要です。

↑調布市ホームページ画面右上の  
検索ボックスに入力し、  
検索をクリック

#### ○ 受付時期

通年

#### ○ 申請先

住宅課  
公営住宅係

#### ○ 注意

住まいぬくもり相談室のご利用(又は住宅課への事前相談)をしていただくことが条件です。

制度案内は、市ホームページ上で、閲覧することができます。

トップページ>  
暮らし・手続き>  
住まい>  
居住支援>  
住まいぬくもり支援制度



## 相続した空き家に係る譲渡所得 3,000 万円の特別控除

住宅課  
住宅支援係

042-481-7817

3,000 万円 特別控除



検索

検索方法

### 【概要】


空き家の発生を抑制するための特例措置として、被相続人が居住していた家屋を相続した相続人が、その家屋及び敷地を譲渡した場合は、その家屋や敷地の譲渡所得から 3,000 万円を特別控除することができる制度です。

特例措置の適用を受けるためには、必要な書類を揃えて確定申告をする必要があります。市では、必要な書類のうち「被相続人居住用家屋等確認書」を発行します。

### 【適用要件】

- 1 相続日から3年を経過する日の属する年の12月31日まで、かつ、特例の適用期間である令和9年12月31日までに譲渡すること。
- 2 昭和56年5月31日以前に建築された家屋（区分所有建築物を除く。）を相続した場合であること。
- 3 相続の開始の直前において被相続人の居住の用に供されていた家屋であること。
- 4 相続の開始の直前において当該被相続人以外に居住をしていた者がいなかった家屋であること。  
※被相続人が相続開始直前に老人ホーム等に入所していた場合についても特例の対象になります。
- 5 相続の時から譲渡の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていないこと。
- 6 譲渡価額が1億円を超えないものであること。
- 7 以下のいずれかに該当するもの
  - (1) 相続した空き家を耐震改修して（元々耐震性があったものは除く）売却した場合
  - (2) 相続した空き家を取り壊し、更地にした後、売却した場合
  - (3) 相続した空き家を売却し、売却した年の翌年2月15日までの間に、買主が耐震改修又は取り壊しをした場合

●要件や申請書類など手続の詳細については、お問い合わせください。

↑調布市ホームページ画面右上の  
検索ボックスに入力し、  
検索をクリック 

### ○ 申請時期

譲渡後、必要書類をそろえていただき、確定申告に間に合うように住宅課へ申請してください。

※発行まで **2週間程度**かかる場合があります。

### ○ 申請先

住宅課  
住宅支援係

申請書類や制度案内は、市ホームページ上で、閲覧及びダウンロードすることができます。

トップページ>  
暮らし・手続き >  
住まい>  
空き家等対策>  
空き家でお困りの方へ>  
相続した空き家の譲渡所得 3,000 万円の特別控除に必要な確認書の発行



## 空き家等相談窓口

住宅課  
住宅支援係

042-481-7817

### 【概要】

市では、専門家団体と協定を締結し、空き家をお持ちの皆様、または管理されている皆様のお悩みについて、相続、遺贈等の法律問題、空き家の管理方法、利活用、リフォーム等の様々な課題を相談できる「空き家等相談窓口」を開設しています。

### 【空き家等相談窓口】

#### 1 相談先を決め相談へ行く(無料)

- (1) 相談できる事業者がいる場合  
直接事業者へ行き相談しましょう。
- (2) 何をどこに相談すればいいかわからない場合  
まずは住宅課に相談してみましょう。  
相談内容に応じて専門家団体をご紹介します。

#### 2 経験豊富なコンサルタントからさまざまな提案を受ける(無料)

相談窓口は、土業、NPO法人、民間企業、金融機関など、形態の異なる事業者が、独自のノウハウで相談者の皆さんに課題整理とご提案を行います。ぜひ、複数の相談窓口で相談し、できるだけ多くの選択肢を知りましょう。

#### 3 本格的な課題整理(有料)

納得のいく提案が見つかったら、コンサルタントから紹介された専門家と一緒に本格的な課題整理に進みましょう。コンサルタントと専門家が連携しながら、問題解決へ向けてサポートします。

#### 4 協力事業者

事業者名	連絡先	備考
ミサワホーム株式会社	0120-371-308	建替え、リフォーム、賃貸、売却について
三井住友信託銀行	0120-030-122	資産運用、相続・遺言、不動産、住宅ローンについて
一般社団法人 東京都建築士事務所協会 (南部支部)	042-489-2245	住宅の劣化調査・耐震改修 リフォーム設計、転用設計、 除却、賃貸・売買について
東京都行政書士会 調布支部	080-8495-6626	相続について
NPO法人 日本地主家主協会	03-3320-6281	不動産に関する諸問題 (相続、有効活用)について
多摩信用金庫	0120-009-246	住まい、暮らし、お金について

### 空き家等相談窓口



検索

検索方法

↑調布市ホームページ画面右上の  
検索ボックスに入力し、  
検索をクリック

#### ○ 申請時期

通年

#### ○ 申請先

住宅課  
住宅支援係  
又は  
各相談窓口

制度案内は、市ホームページ上で、閲覧することができます。

トップページ>  
暮らし・手続き>  
住まい>  
空き家等対策>  
空き家でお困りの方へ >  
調布市空き家等相談窓口



## 良質な住宅供給の促進に係る認定制度

建築指導課  
構造設備監察係

042-481-7517

①長期優良住宅 ②低炭素建築



検索

検索方法

↑調布市ホームページ画面右上の  
検索ボックスに入力し、  
検索をクリック

### ○ 申請時期

通年

### ○ 要事前申請

建築物（新築・増改築  
の場合）の**着工前**に  
申請する必要があります。

### ○ 申請先

建築指導課  
構造設備監察係

申請書類や制度案内は、  
市ホームページ上で、閲  
覧及びダウンロードする  
ことができます。

[トップページ](#)>  
[まちづくり・環境](#)>  
[開発・建築](#)>  
[建築指導](#)>

①長期優良住宅の認定申請  
②低炭素建築物新築等  
計画の認定申請

### 【概要】

#### 1 長期優良住宅の認定

平成21年6月に「長期優良住宅の普及の推進に関する法律」が施行され、長期優良住宅の認定制度が始まりました。長期優良住宅とは、長年にわたり良好な状態で使用するための措置がその構造及び設備について講じられた優良な住宅のことをいいます。

長期優良住宅の建築・維持保全をしようとする方は、当該住宅の建築及び維持保全に関する計画（長期優良住宅建築等計画）を作成し、市へ認定申請することができます。平成28年4月1日から、増改築に係る長期優良住宅建築等計画の認定制度が始まりました。住宅を増築又は改築しようとする場合も、当該住宅の建築及び維持保全に関する計画（長期優良住宅建築等計画）を作成し、市へ認定申請することができます。また、令和4年10月1日から、良質な既存住宅を長期優良住宅として認定する、既存認定制度が始まりました。建築行為を伴わない場合も、長期使用構造等であるかの確認及び維持保全に関する計画（長期優良住宅建築等計画）を作成し、市へ認定申請することができます。

（注）住宅を新築しようとする場合と、住宅を増築又は改築しようとする場合では、認定基準が異なります。また、既存住宅の場合では、新築、増改築時の認定制度の有無や、新築後の増改築の有無などにより認定基準が異なります。

また、「長期優良住宅建築等計画」の認定を受けることで、税制上の優遇等を受けることができます。

#### 2 低炭素建築物の認定

平成24年12月に「都市の低炭素化の促進に関する法律」が施行され、低炭素建築物の認定制度が始まりました。低炭素建築物とは、法律に規定する市街化区域内に建築し、エネルギー使用の効率性等、二酸化炭素の排出抑制に配慮した建築物のことをいいます。低炭素建築物を新築しようとする方は、低炭素建築物新築等計画を作成し、市へ認定申請することができます。また、「低炭素建築物等計画」の認定を受けることで、所得税（住宅ローン減税）、登録免許税軽減、フラット35の金利優遇を受けることができます。



## 住宅の増改築や修繕をする場合の 住宅修築相談

住宅課  
住宅支援係


042-481-7545

### 住宅修築相談



検索

検索方法

↑調布市ホームページ画面右上の  
検索ボックスに入力し、  
検索をクリック 

#### 【概要】

市では、住宅の増改築や修繕をする場合に、工事内容や費用に関する相談や、工事を安心してお願いできる地元の工事業者や職方を紹介しています。住宅の修改築に関しては、ちょうふ住まいの相談センター（市内の工事業者や職方による団体）が相談をお受けします（ただし、この制度による新築工事の相談は、お受けできません）。

#### 《相談例》

増築、改築、改装、修繕、付帯工事、造園工事等

#### 【相談員】

ちょうふ住まいの相談センター

#### ○ 申請時期

通年

#### ○ 申請先

住宅課  
住宅支援係

#### ○ 利用費

無料

申請書類や制度案内は、市ホームページ上で、閲覧及びダウンロードすることができます。  
[トップページ](#)>  
[暮らし・手続き](#)>  
[住まい](#)>  
[住宅の建築・工事](#)>  
[住宅の増改築や修繕をする場合の住宅修築相談](#)



## お住まいの地域の 自治会への加入について

協働推進課  
参加協働推進係

042-481-7036

自治会



検索

検索方法

### 【概要】

自治会は、地域住民の皆さんによって自主的に結成された団体です。お互いの協力のもと、生活環境の向上、防犯・防災など地域の共助力向上を目指して、様々な活動を行っています。

自治会と市は相互に連携を取り合い、市民の思いがいかされる、住みよいまちづくりを進めています。地域参加への身近な一歩として、市では自治会への加入を支援しています。

### 【自治会への加入について】


自治会に加入するときは、代表者またはお近くの自治会役員の方にお申し出ください。また、「自治会に入りたいけどどこに相談していいのかわからない」などでお困りの場合は協働推進課にご相談ください。

### 【自治会に関する支援制度】

自治会加入のほか、市では、下記の支援をしておりますので、詳しくは協働推進課にお問い合わせください。

- ・自治会設立に関するご相談
- ・行政協力謝礼金
- ・自治会活性化事業補助金
- ・自治会等施設設置事業助成金
- ・掲示板の設置・修繕・移設・撤去のご相談
- ・自治会の法人化
- ・市以外の助成制度の紹介

など

↑調布市ホームページ画面右上の  
検索ボックスに入力し、  
検索をクリック 

### ○ 申請時期

通年

※助成金等の申請時期  
についてはお問い合わせ  
してください。

### ○ 申請先

助成金等の申請は  
協働推進課まで

申請書類や制度案内は、  
市ホームページ上で、閲  
覧及びダウンロードする  
ことができます。

[トップページ](#)>  
[暮らし・手続き](#)>  
[地域活動・市民活動](#)>  
[自治会](#)



# 個人向け防犯補助制度

総合防災安全課  
生活安全係

042-481-7547

## 防犯補助制度



検索

検索方法

### 【概要】

近年、犯罪トレンドが変化する中で、「闇バイト」に起因する強盗事件等が発生し、体感治安が悪化しています。市民が自宅に侵入盗被害防止に有用な防犯機器等を導入した際に補助を行います。制度内容詳細は市HPを御確認ください。

### 【補助対象物件】

- 一戸建て住宅、共同住宅・賃貸住宅の専有部
- ※店舗や事務所への設置は対象外
- ※共同住宅・賃貸住宅は管理者から同意書の提出が必要

### 【補助対象者】

- 申請日時点で市内に住民登録があり、その住所に居住している方
- ※申請は1世帯当たり1回まで
- ※令和7年度補助事業で交付を受けた方は対象外。

### 【助成内容】

- 補助対象品目の導入費用の1/2（千円未満切捨）（上限額2万円）
- ※ポイント・クーポン利用は割引扱いのため、利用後の金額が対象経費

### 【補助対象品目】

令和8年4月1日以降に購入もしくは購入と設置したものが対象

防犯機器等名称	購入費用のみ	購入設置費用	防犯機器等名称	購入費用のみ	購入設置費用
防犯カメラ	○	○	防犯性能の高い錠補助錠	○	○ (補助錠除く)
カメラ付きインターフォン	○	○	サムターンカバースタンプカバースタンプ	○	×
防犯フィルム	○	×	防犯砂利	○	×
天格子	○	○	センサーアラーム	○	×
人感センサーライト	○	○	ダミーカメラ	○	×

※リース、貸与、譲渡品、個人間での売買・譲渡等は対象外です。

※令和8年度は共同住宅の共有部向けの防犯補助を予定しております。  
制度が整い次第、詳細は市HP等でご案内します。

↑調布市ホームページ画面右上の検索ボックスに入力し、検索をクリック

### ○ 申請時期

**令和8年7月申請  
受付開始予定**  
詳細は市HPをご確認ください。

### ○ 申請先

総合防災安全課  
生活安全係

申請書類や制度案内は、市ホームページ上で、閲覧及びダウンロードすることができます。


トップページ>  
防災・安全>  
生活安全情報>  
生活安全・防犯対策>  
個人向け防犯補助制度を実施します



# 事業・制度一覧

住まいの管理 関連 	【分譲マンション適正管理支援事業】 ・管理アドバイザー派遣事業(P2) ・管理計画認定制度(P3) ・管理状況届出制度(P4)	・狭あい道路拡幅整備事業(P18)	・認定長期優良住宅に係る固定資産税の軽減(P33)
	・良質な住宅供給の促進に係る認定制度(P50)	・住宅の増改築や修繕をする場合の住宅修築相談(P51)	
耐震・防災 関連 	【分譲マンション耐震化促進事業】 ・耐震アドバイザー派遣事業(P5) ・耐震診断助成制度(P6) ・補強設計制度(P7) ・耐震改修等助成制度(P8)	【戸建ての木造住宅に関すること】 ・耐震アドバイザー派遣制度(P9) ・耐震診断/耐震改修助成制度(P10) ・耐震シェルター設置助成制度(P11)	・緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業補助制度(P12)
	【ブロック塀・擁壁等に関すること】 ・ブロック塀等撤去等工事費助成制度(P13) ・擁壁等コンサルタント派遣事業(P14) ・擁壁築造工事費助成制度(P15) ・土砂災害警戒区域等アドバイザー派遣事業(P16) ・土砂災害対策工事費助成制度(P17)		・高齢者家具転倒防止器具等取付事業(P21)
	・耐震基準適合住宅に係る固定資産税の軽減(P34)		
介護保険・バリアフリー 関連 	・介護保険住宅改修費の支給(P19)	・高齢者住宅改修費助成(P20)	・日常生活用具費支給事業(P22. 23)
	・バリアフリー適応住宅改修補助(P24)	・高齢者等居住住宅のバリアフリー改修に対する固定資産税の軽減(P35. 36)	
環境エネルギー 関連 	・太陽光発電設備・蓄電池設備等取付け等補助(P25)	・省エネルギー設備等導入補助金(断熱化改修工事・高効率給湯器導入費用の補助)(P26)	・建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度(P27)
	・雨水浸透施設設置事業(P28)	・生ごみたい肥化容器等購入費補助制度(P29)	・生け垣新設に関する補助(P30)
	・省エネルギー設備等導入補助金(LED照明・リユース家電導入費用の補助)(P31)	・熱損失防止(省エネ)改修住宅に対する固定資産税の軽減(P37. 38)	

## 事業・制度一覧

住まいに関する情報  	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住まいの相談窓口週間(P1)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新築住宅に係る固定資産税の軽減(P32)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東日本大震災・原子力災害によって被災された方への固定資産税・都市計画税の軽減(P39)</li> </ul>
	<b>【住居確保給付金】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家賃補助(P40. 41)</li> <li>・ 転居費用補助(P42. 43)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住まいぬくもり相談室(P44)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市営住宅(P45)</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者住宅(シルバーピア) (P46)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者、障害者、ひとり親世帯などの転居に関する支援(P47)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相続した空き家に係る譲渡所得 3,000 万円の特別控除(P48)</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 空き家等相談窓口(P49)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ お住まいの地域の自治会への加入について(P52)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人向け防犯補助制度(P53)</li> </ul>

# メモ欄

A large, empty rounded rectangular box with a black border, intended for writing notes. The box is vertically oriented and occupies most of the page below the header.

# メモ欄

A large, empty rounded rectangular box with a black border, intended for writing notes. The box is centered on the page and occupies most of the vertical space below the title.

刊行物番号

2026-055

調布市住まいのサポートガイドブック2026

発行日 令和8年5月

発行 調布市

編集 都市整備部住宅課

〒182-8511 調布市小島町 2-35-1

TEL 042-481-7545

編集 庁内印刷